

平成31年1月11日

平成30年度第7回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

- (1) 副会長の選任について
- (2) 会議録の確認について

2 報 告

- (1) 燃やすごみの処理量の昨年度との月別の比較について（平成29年度～平成30年度）
- (2) 平成30年度可燃ごみ処理の支援状況について

3 議 題

- (1) 平成31年度一般廃棄物処理計画について
- (2) 小金井市災害廃棄物処理計画について

4 その他

- (1) 一般廃棄物処理基本計画の策定について
- (2) 次回駅頭キャンペーンについて
平成31年2月 6日（水） 武蔵小金井駅
平成31年2月13日（水） 東小金井駅
- (3) 次回日程について

小金井市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

	選出委員	選出区分
1	岡山 朋子	学識経験者
2	大江 宏	
3	渡辺 浩平	
4	石田 潤	一般市民
5	石原 秀一	
6	星野 幸子	
7	土屋 直己	
8	山田 英夫	
9	黒須よし江	集団回収実践団体 代表
10	齋藤 徹子	
11	多田 岳人	消費者団体代表
12	波多野典子	事業者代表
13	堀越多恵子	
14	林 和夫	ごみゼロ化推進員 代表
15	岸野 勝利	

任期：平成30年7月1日～平成32年6月30日

※渡辺委員においては平成31年1月1日～平成32年6月30日

燃やすごみの処理量の昨年度との月別の比較について（平成29～30年度）

単位：t

項目	平成29年度				平成30年度				平成29・30年度 比較増減量 (G=F-C)	平成29・30年度 比較増減率 (H=G/C)
	合計(C=A+B)				合計(F=D+E)					
	家庭系(A)	1人1日 当たり(g)	事業系(B)		家庭系(D)	1人1日 当たり(g)	事業系(E)			
4月	911.9	253.6	27.8	939.7	975.6	268.9	33.1	1,008.7	69.0	7.34%
5月	1,029.4	277.0	32.4	1,061.8	1,011.0	269.4	33.2	1,044.2	△ 17.6	△ 1.66%
6月	974.6	271.0	31.1	1,005.7	942.5	259.3	33.4	975.9	△ 29.8	△ 2.96%
7月	979.6	263.4	30.1	1,009.7	1,034.1	275.4	35.7	1,069.8	60.1	5.95%
8月	988.4	265.9	30.2	1,018.6	951.1	253.3	32.7	983.8	△ 34.8	△ 3.42%
9月	926.2	257.3	28.4	954.6	868.6	238.9	35.5	904.1	△ 50.5	△ 5.29%
10月	1,018.6	273.4	32.1	1,050.7	1,018.6	270.7	35.4	1,054.0	3.3	0.31%
11月	940.6	260.9	34.6	975.2	—	—	—	—	—	—
12月	987.6	264.9	32.0	1,019.6	—	—	—	—	—	—
1月	1,007.2	270.0	29.8	1,037.0	—	—	—	—	—	—
2月	846.6	251.3	24.4	871.0	—	—	—	—	—	—
3月	989.5	264.6	30.8	1,020.3	—	—	—	—	—	—
合計	11,600.2	年間平均実績値 264.9	363.8	11,964.0	6,801.5	—	239.0	7,040.5	△ 0.3	△ 0.00%

※ 四捨五入による表示をしているため、合計値と一致しないことがあります。
 ※ 月ごとの1人1日当たり排出量は、各月の末日の住民基本台帳登録人数による算出
 ※ 平成29年度の年間平均実績値の人口は、10月1日時点の人数により算出

※ 平成29年度の燃やすごみ目標値 275.4 (g/人・日) 10.5g マイナス
 ※ 平成30年度の燃やすごみ目標値 272.2 (g/人・日)

平成30年度 可燃ごみ処理の支援状況について

単位：t

団体名	支援量	搬入量 (10月末日実績)
多摩川衛生組合 (※1)	6,000	3,269.99
国分寺市	3,600	1,994.36
ふじみ衛生組合 (※2)	3,500	1,761.55
合 計	13,100	7,025.90

(※1)：構成市(稲城市・狛江市・府中市・国立市)

(※2)：構成市(三鷹市・調布市)

平成31年度一般廃棄物処理計画

循環型都市小金井の形成
～ごみゼロタウン小金井を～

《諮問案【12月10日訂正版】》



平成31年4月1日
小金井市環境部ごみ対策課

目 次

はじめに	1
第1 平成30年度一般廃棄物処理計画の実施状況	2
1 平成30年度ごみ・資源物処理量	2～4
2 平成30年度一般廃棄物処理計画に揚げた施策	4～10
第2 平成31年度ごみ処理計画	11
1 ごみ処理計画	12
2 平成31年度減量目標	13～14
3 施策の展開	15～20
第3 ごみ処理体制	21
1 家庭系一般廃棄物	21～23
2 事業系一般廃棄物	24～25
第4 市民・事業者・行政の役割	26
1 市民の役割	26
2 事業者の役割	26
3 行政の役割	27
第5 ごみ処理施設の維持・管理に関する事項	28
1 不燃・粗大ごみ処理施設	28
2 最終処分場・エコセメント化施設	28
第6 動物の死体処理について	28
1 市へ届け出るもの	28
2 市が収集するもの	28
3 処理方法	28
第7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について	29
1 市が収集しない一般廃棄物について	29
2 処理方法の変更	29
3 災害廃棄物について	29
第8 生活排水処理について	30
1 収集運搬	30
2 処理	30
別紙 平成31年度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図	

発生抑制に最優先に取り組み最大限のごみ減量を

はじめに

小金井市(以下「本市」という。)では、平成27年3月に「小金井市一般廃棄物処理基本計画」(計画期間平成27～36年度。以下「基本計画」という。)を策定し、「循環型都市小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～」を目指しています。発生抑制を最優先とした3R*の推進及び安心・安全・安定的な適正処理の推進を基本的な方針としつつ、集中と選択の観点から、より効果的かつ実践的なごみの減量を進めなくてはなりません。

本市の可燃ごみ処理については、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立された浅川清流環境組合(構成市:日野市、国分寺市、本市)にて、平成32年(2020年)度の新可燃ごみ処理施設稼働を目指して事業を進めているところです。新施設稼働後は、可燃ごみの共同処理を日野市内で行うこととなります。施設周辺にお住まいの皆様をはじめとした日野市民の皆様及び日野市の関係者に深く感謝申し上げます。本市としては、今後とも、与えられた役割を誠実に遂行し、その責任を果たしてまいります。また、本市の可燃ごみは、平成19年4月から広域支援により多摩地域の自治体及び一部事務組合にその処理をお願いしていますが、新可燃ごみ処理施設が試運転を開始するまでの間は、引き続き、広域支援へのご理解、ご協力をいただかなければなりません。更に、可燃ごみの焼却後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設でセメント原料としてリサイクル処理されています。本市の可燃ごみの処理をお願いしている施設周辺住民、多摩地域の自治体及び一部事務組合の関係者並びに東京たま広域資源循環組合の所在する日の出町住民に深く感謝申し上げます。

さらに、不燃・粗大ごみ、資源物の処理については、施設の老朽化に伴い、循環型社会の形成に資する施設の再配置を進め、適正処理の維持を図るため、清掃関連施設整備基本計画を策定し、計画に基づいて中間処理場(貫井北町)と二枚橋焼却場跡地(東町)を建設予定地として事業を進めています。二枚橋焼却場跡地は、不燃・粗大ごみ処理施設を整備し、平成33年(2021年)度中の稼働開始をめざします。また、中間処理場は、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみの資源物処理施設を整備し、平成36年(2024年)度中の稼働開始を目指しているところです。

循環型社会の形成を目指すとともに、各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減できるように、より一層、ごみの減量に努めていくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、基本計画に基づいて、市民・事業者・行政が一体となって発生抑制を最優先に取り組むことで最大限のごみ減量を目指すこととし、平成31年度一般廃棄物処理計画を策定します。

* 3Rとは、「リデュース(Reduce)=発生抑制、リユース(Reuse)=再使用、リサイクル(Recycle)=再生利用」という言葉の頭文字の“3つのR”をとって作られた言葉です。本計画においては、3Rを「発生抑制」「リユース」「リサイクル」と表記します。

第1 平成30年度一般廃棄物処理計画の実施状況

1 平成30年度ごみ・資源物処理量

(1) 可燃系ごみ、不燃系ごみ

平成30年度一般廃棄物処理計画では、平成29年度に引き続き、市民一人ひとりがごみ減量に取り組むための目安となるように、「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を4g減量する」ことを目標としました。これは、基本計画において、平成36年(2024年)度までに356g/人・日以下(基準年度(平成25年度)実績処理量から40g減量)を目指すとしていることから、1年当たり4gずつの更なる減量を図るべく、平成30年度減量目標マイナス4gのうち、燃やすごみを3g、その他を約1gの減量に向けて取り組みました。

平成30年度の家庭系燃やすごみの排出量(推定)は11,546tの見込み、その他の合計は4,543t*の見込みです。平成30年度の人口(平成30年10月1日基準)は121,167人であることから、市民1人1日当たりのごみ排出量は、推計363.9g(可燃系261.1g、その他102.8g)となり、平成30年度の減量目標380gを16.1g下回りました。よって、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の減量目標マイナス4gを達成できる見込みです。

(2) 資源物

※算出方法(その他の合計4,543t=粗大ごみ(可燃系)計271t+不燃系ごみ計4,473t+有害ごみ39t-事業系燃やさないごみ1t-資源物残渣等239t) 4ページ参照

平成30年度処理量(推定)は9,740tの見込みです。平成29年度は10,113tでした。

【目標達成の状況(推計)】

基本計画の考え方に基づき、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を平成30年度減量目標として設定しました。推計による達成状況の内訳は下記のとおりです。

	分別区分	市民1人1日当たりの排出量(g/人・日)	
		平成30年度推計	平成30年度目標
家庭系ごみ	燃やすごみ	261.1	272.2
	燃やさないごみ	29.9	33.0
	プラスチックごみ	51.4	53.2
	粗大ごみ	20.6	20.6
	有害ごみ	0.9	1.0
	合計	363.9	380.0
資源物	古紙・布・空き缶・びんなど		
集団回収	古紙・布・空き缶・びんなど		

平成30年度上期の実績による年度末推計値から、市民1人1日当たりの合計は、減量目標を達成できる見込みです。内訳は、目標値に対して、燃やすごみは11.1gマイナス、燃やさないごみは3.1gマイナス、プラスチックは1.8gマイナス、有害ごみは0.1gの見込みで、合計では16.1gマイナスとなると推計されます。

(3) 今後の課題

平成30年度の市民1人1日当たりのごみ排出量については、目標を達成できる見込みですが、基本計画に定めた平成36年(2024年)度までの減量目標達成のため、本市の最重要課題である可燃ごみの更なる減量に向けて、引き続き市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、行動することが重要となります。市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動し、発生抑制(ごみになるものは買わない・もらわない、食品ロスの削減など)、リユース(不要となったものは必要な人に譲るなど)、リサイクル(資源物の分別徹底など)などの取組を実践することが大切です。また、事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、法令を遵守した適正な処理を推進するとともに、事業活動においては、レジ袋の削減、簡易包装の推進、環境に優しい商品の提供などに取り組むことが重要です。さらに行政は、市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートを行うなど施策の展開を図ります。

また、本市では様々なごみの減量及び資源化の推進への取組を実施していますが、転出入者が多いこと、人口が増加傾向にあることから、全ての市民にその取組が十分に浸透しているとは言い難い現状があります。各施策について、一人でも多くの市民に御理解・御協力いただくためには、広報媒体、イベント及び環境教育・環境学習など市民への情報発信の機会をできる限り活用した啓発活動を強化するとともに、新たな施策の展開を図ることも重要になってきています。

(差替版)

平成30年度ごみ・資源物処理量

(単位：t)

分別区分		処理方法		平成30年度 処理量(推計)	平成29年度 処理量(実績)	
可燃系ごみ	燃やすごみ	焼却		11,957	11,964	
		家庭系		11,546	11,600	
		事業系		411	364	
	粗大ごみ (可燃系)	木質系粗大ごみをサーマルリサイクル*1		223	171	
		布団を資源化又はサーマルリサイクル		48	50	
小計				12,228	12,185	
不燃系ごみ※4	燃やさないごみ	資源化	鉄など金属を資源化	299	291	
			燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類などをケミカルリサイクル*2	1,016	1,129	
			小型家電回収*3	217	206	
	粗大ごみ (不燃系)	破碎・選別	燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類などをサーマルリサイクル		751	729
			小計		4,473	4,529
	プラスチックごみ	選別	資源化	プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化	1,551	1,829
				廃プラスチック類をケミカルリサイクル	639	345
小計				4,473	4,529	
有害ごみ	資源化・一部埋立		39	39		
資源物	資源化		9,740	10,113		
合計				26,480	26,866	

※ 家庭系及び事業系ごみ・資源物の合計量(算出方法は以下のとおり)です。

平成30年度処理量(推計)は、平成30年9月末までの実績を基に、ごみ・資源物として市の収集(回収)及び集団回収で回収されたもの並びに市長の指定した場所などへ搬入した事業系ごみが、全てそれぞれ焼却又は資源化など処理されるものとして算出しました。平成29年度人口(10月1日現在): 119,984人、平成30年度人口(10月1日現在): 121,167人

*1:サーマルリサイクルとは、単に焼却するだけでなく、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用することをいう。

*2:ケミカルリサイクルとは、ガス化熔融等により化学原料としてリサイクルすることをいう。

*3:小型家電回収とは、不燃系ごみのうち、使用済小型電子機器等を、選別して抜き取り、小型家電リサイクル法に基づき、国が認定した事業者へ搬入する運搬業者に売却し、アルミ、貴金属、レアメタル等の再資源化を促進することをいう。

*4:不燃系ごみには、事業系燃やさないごみ(持込分)及び資源物残渣・スプレー缶が含まれる。
平成29年度処理量(実績):事業系燃やさないごみ(持込分)4t、資源物残渣・スプレー缶141t
平成30年度処理量(推計):事業系燃やさないごみ(持込分)1t、資源物残渣・スプレー缶239t

2 平成30年度一般廃棄物処理計画に掲げた施策

平成30年度一般廃棄物処理計画では、ごみの減量及び資源化の推進に向けて、優先して取り組む施策及び継続させて取り組む施策を掲げました。各施策の実施状況は、以下のとおりです。

施策表の表記について

優先度の高い順に、【優先実施】【重点実施】【継続実施】と区分けしています。

【優先実施】…喫緊の課題として特に強化して取り組むべき施策

【重点実施】…重視して取り組む施策

【継続実施】…継続して取り組む施策

目標の欄は、可能な限り数値による表記に努めますが、一部数値表記が困難な場合は「維持継続」「強化継続」「適時実施」と記載します。また、実施する取組のうち、既に制度化され、または恒常的に実施し、目標を設定しない業務については、目標欄を「-」とします。

(1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、「ごみを出さないライフスタイルの推進、リユースの推進、分別の徹底、資源循環システムの構築、啓発活動の強化、環境教育・環境学習の推進、地域におけるひとづくり・まちづくりの促進、拡大生産者責任の追及、事業活動における3Rの推進、市施設における3Rの推進」という10の計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

中でも計画項目「1 ごみを出さないライフスタイルの推進」を「優先実施」と位置づけ、食品ロスの削減に関する取組みとして、家庭で余っている食品を集め、NPO法人や社会福祉協議会を通じて、フードバンクや福祉施設に寄付するフードドライブ事業の実施、市報ごみ減量・リサイクル特集号やスマートフォン用ごみ分別アプリケーションによる広報など、啓発活動に取り組みました。

計画項目／取組内容	具体的な取組	目標	12月末実績
1 ごみを出さないライフスタイルの推進 【優先実施】 (1)ライフスタイル変革への支援 (2)ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進 (3)食品ロス削減の推進 (4)生ごみの水切り及び自家処理の推進 (5)マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	-	
	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目5参照	
	生ごみの水切り及び自家処理等の推進に関する調査・研究	維持継続	
	食品ロス削減に関する取組	月1回 拠点回収	
2 リユースの推進 【継続実施】 (1)リユースルートの構築と円滑な運用を推進	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	-	
	有効利用先の確保（リユースできるもの）	強化継続	

<p>【重点実施】</p> <p>(2)くつ・かばん類の効果的回収や有効活用の推進</p> <p>(3)リユース食器の有効活用</p> <p>(4)リユース活動の支援と周知</p> <p>(5)リユース施策の調査・研究</p>	<p>学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）</p> <p>くつ・かばん類を含む、分別区分及び回収方法の見直しの検討</p> <p>リユース食器無料貸出し</p> <p>リユース事業（リサイクル事業所）の在り方の検討</p> <p>リユース推進施策の調査・研究</p>	<p>計画項目 5 参照</p> <p>維持継続</p> <p>年 20 件</p> <p>維持継続</p> <p>維持継続</p>	
<p>3 分別の徹底</p> <p>【継続実施】</p> <p>(1)組成分析の実施</p> <p>【重点実施】</p> <p>(2)正しい分別方法の周知</p> <p>(3)清掃指導員による分別指導の徹底</p>	<p>広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）</p> <p>組成分析</p> <p>学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）</p> <p>ごみ相談員（ごみゼロ化推進員）との連携</p> <p>分別方法の見直しの検討</p>	<p>—</p> <p>年 4 回（可燃）</p> <p>計画項目 5 参照</p> <p>—</p> <p>強化継続</p>	
<p>4 資源循環システムの構築</p> <p>【重点実施】</p> <p>(1)資源物の戸別・拠点回収の充実</p> <p>(2)資源化ルート of 構築と円滑な運用を推進</p> <p>(3)生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進</p> <p>(4)生ごみ堆肥化事業の推進</p> <p>(5)枝木・雑草類・落ち葉の有効利用</p> <p>【継続実施】</p> <p>(6)未活用資源（可燃ごみに含まれる資源化可能物）の有効利用方策の調査・研究</p>	<p>広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）</p> <p>資源物戸別・拠点回収</p> <p>有効利用先の確保（資源物）</p> <p>学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）</p> <p>家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助</p> <p>大型生ごみ処理機器購入費補助</p> <p>大型生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱見直しの検討</p> <p>ごみゼロ化推進員との情報交換</p> <p>夏休み生ごみ投入リサイクル事業の推進</p> <p>市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル事業の支援</p> <p>地域の農業者や J A ・市内農産物取扱店との連携</p> <p>廃食油の回収・資源化に向けた事業化の検討</p> <p>難再生古紙拠点回収箇所の拡大</p> <p>都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトへの参加</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>維持継続</p> <p>計画項目 5 参照</p> <p>年 350 件 交付</p> <p>年 1 件交付</p> <p>—</p> <p>適時実施</p> <p>投入者延数 2,500 人</p> <p>—</p> <p>維持継続</p> <p>適時実施</p> <p>新規 1 箇所 (12 箇所 → 13 箇所)</p> <p>適時実施</p>	
<p>5 啓発活動の強化</p> <p>【重点実施】</p>	<p>広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）</p>	<p>—</p>	

(1)広報媒体を活用した啓発活動の強化 (2)分かりやすい広報媒体の作成 (3)キャンペーンの実施 (4)イベントへの出展 (5)転入者への啓発強化 (6)効果的な啓発活動の調査・検討	ごみ減量キャンペーンの実施	4回	
	イベント（市民まつり）への出展	年1回	
	転入者への啓発強化	強化継続	
	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	年40回	
	効果的な啓発活動の調査・研究	適時実施	
	冊子「くらしの中のごみ減量」の改訂	—	
	ごみ減量キャラクターの活用方法の見直し	—	
6 環境教育・環境学習の推進 【重点実施】 (1)小・中学校における環境教育の推進 (2)町会・自治会・子供会・その他団体などへの環境学習の推進 (3)情報の提供	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） 学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等） 冊子「くらしの中のごみ減量」の改訂	—	計画項目5参照
7 地域におけるひとづくり・まちづくりの促進 【重点実施】 (1)ごみゼロ化推進員による活動の推進 (2)ごみ相談員制度の認知度向上 (3)集団回収事業の支援 (4)市民・事業者・行政の連携体制の強化	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） ごみゼロ化推進会議（総会・全体会・役員会・運営委員会）の開催支援 ごみゼロ化推進員との情報交換 町会・自治会・子供会への働きかけ 地域ネットワークの構築	—	適時実施 適時実施 適時実施 適時実施
8 拡大生産者責任の追及 【重点実施】 (1)拡大生産者責任の追及 (2)事業者と行政の役割分担の見直し	国・都への働きかけ	—	
9 事業活動における3Rの推進 【重点実施】 (1)事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進 (2)事業系ごみの発生抑制の推進 (3)事業系ごみのリユース・リサイクルの推進 (4)事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 (5)リサイクル推進協力店認定事業所の拡大 (6)店頭回収の推進	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） 個別指導 リサイクル推進協力店認定事業の推進 自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大	—	新規4事業所 (13事業所→17事業所) 新規2事業所 (9事業所→11事業所)
10 市施設における3Rの推進 【重点実施】 (1)小金井市施設ごみゼロ化行動計画の推	庁内向け検査の実施及び結果公表	年1回	

進 【継続実施】 (2)進捗状況・実績報告の公表	市職員に対する啓発	—	
--------------------------------	-----------	---	--

(2) 安心・安全・安定的な適正処理の推進

安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けて、「安心・安全・安定的な収集運搬の推進、可燃ごみの共同処理に向けた整備、廃棄物関連施設の整備、埋立処分量・焼却灰の削減」という4計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

計画項目／取組内容	具体的な取組	目標	12月末実績
1 安心・安全・安定的な収集運搬の推進	収集運搬体制の確保	■	■
(1)安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保 (2)ふれあい収集の推進	ふれあい収集	■	■
2 可燃ごみの共同処理に向けた整備	浅川清流環境組合構成市としての責任履行	■	■
(1)新可燃ごみ処理施設の整備 (2)広域支援による可燃ごみの処理	多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づく広域支援の要請	■	■
	3市ごみ減量市民会議の参加	■	■
3 廃棄物関連施設の整備	中間処理場施設更新を含む廃棄物関連施設の将来の処理機能及び再配置の計画に基づく事業の推進		
(1)不燃・粗大ごみ中間処理場の更新 (2)廃棄物関連施設の在り方の検討			
4 埋立処分量・焼却灰の削減	東京たま広域資源循環組合構成市としての責任履行	■	■
(1)埋立処分量・焼却灰の最少化 (2)適正な分別排出 (3)広域的な連携	広報媒体活用による周知	■	■

(3) 廃棄物処理を支える体制の確立

廃棄物処理を支える体制の確立に向けて、「災害発生時の対応に向けた体制整備、多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携、収集・処理しない廃棄物への対応」という3つの計画項目を定め、各施策の展開を図りました。中でも、計画項目「1 災害発生時の対応に向けた体制整備」の具体的な取り組みとして、小金井市災害廃棄物処理計画を策定しました。

計画項目／取組内容	具体的な取組	目標	12月末実績
1 災害発生時の対応に向けた体制整備	災害時体制の整備	■	■

(1)小金井市地域防災計画に基づく災害時体制の整備 (2)小金井市地域防災計画に基づく処理応援の要請	「災害時における廃棄物の処理及び運搬の協力に関する協定書」を収集運搬業者と継続して締結	■	■
	災害廃棄物処理計画及びマニュアルの策定	■	■
	災害廃棄物処理マニュアルの研究	■	■
2 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 (1)多摩地域の自治体・一部事務組合との連携 (2)国・都との連携	綿密な連携による情報の共有	■	■
3 収集・処理しない廃棄物への対応 (1)情報の提供 (2)関係機関・処理業者との連携による受入体制の整備	広報媒体を活用した最新情報の提供	■	■
	専門に取り扱う業者との情報交換	■	■

(4) 生活環境保全の推進

生活環境保全の推進に向けて、「不法投棄防止体制の確立、環境負荷低減の推進」という2つの計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

計画項目／取組内容	具体的な取組	目標	12月末実績
1 不法投棄防止体制の確立 (1)パトロールの強化 (2)不法投棄防止対策の推進 (3)市民・事業者・その他関係機関との連携強化	定期的なパトロールの実施	■	■
	啓発看板（不法投棄厳禁・犬のフン禁止）の配布・設置など個別案件への対応	■	■
	市民・事業者・その他関係機関との連携強化	■	■
	空き家対策条例	■	■
2 環境負荷低減の推進 (1)低公害車の導入 (2)グリーン購入の推進	低公害車の積極的な導入及び関係者への協力要請	■	■
	グリーン購入の推進	■	■

(5) 計画の実効性を高める仕組み

計画の実効性を高めるための仕組みづくりに向けて、「計画の進行管理の実施、ごみ処理コストの検証」という2つの計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

計画項目／取組内容	具体的な取組	目標	12月末実績
1 計画の進行管理の実施	自己評価及び小金井市廃棄物減量等推進審議会にて点	■	■

(差替版)

(1)進捗状況の点検・評価	検・評価		
2 ごみ処理コストの検証	コスト管理	■	■
(1)一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開	情報の公開	■	■
(2)環境基金の有効活用	環境基金の有効活用	■	■

第2 平成31年度ごみ処理計画

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

本市の可燃ごみ処理については、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立された浅川清流環境組合(構成市:日野市、国分寺市、本市)にて、平成32年(2020年)度の新可燃ごみ処理施設本格稼働を目指して事業を進めています。新施設稼働後は、日野市・国分寺市・本市で、可燃ごみの共同処理を、日野市内で行うこととなりますが、新可燃ごみ処理施設が試運転を開始するまでの間は、引き続き、その処理を多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしなければなりません。

更に、可燃ごみを焼却した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設でセメント原料としてリサイクルすることで、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化が図られています。また、本市の不燃系ごみは破碎・選別を経て、多くを資源化し、適切な処理に努めていますが、常にごみの減量に取り組み、各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって、最大限のごみの減量を目指して、「発生抑制を最優先とした3Rの推進」に向けた施策を展開します。また、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階における円滑な廃棄物処理を行うため、「安心・安全・安定的な適正処理の推進」に向けた施策を展開します。更に、計画の遂行を支えるため、「廃棄物処理を支える体制の確立、生活環境保全の推進、計画の実効性を高めるための仕組み」に向けた施策を展開します。

1 ごみ処理計画

(単位：t)

分別区分		処理方法		平成30年度 計画処理量	平成31年度 処理量(推計)	
可燃系 ごみ	燃やす ごみ	焼 却		12,368	12,356	
		家庭系		12,022	12,014	
		事業系		346	342	
	粗大ごみ (可燃系)	木質系粗大ごみをサーマルリサイクル*1		128	169	
		布団を資源化又はサーマルリサイクル		52	51	
小 計				12,548	12,576	
不燃系 ごみ	燃やさない ごみ	破碎・ 選別	鉄など金属を資源化	382	378	
			燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系) を破碎後、選別した廃プラスチック 類などをケミカルリサイクル*2	1,094	1,117	
			小型家電回収*3	199	197	
	粗大ごみ (不燃系)	破碎・ 選別	燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を 破碎後、選別した廃プラスチック類など をサーマルリサイクル		713	721
			小 計		4,496	4,613
	プラスチッ クごみ	選別	資源化	1,714	1,810	
			プラスチック製容器包装については、 容器包装リサイクル法に基づく 資源化 廃プラスチック類をケミカルリサイ クル	394	390	
小 計				4,496	4,613	
有害ごみ	資源化・一部埋立		38	38		
資源物	資源化		9,647	10,250		
合 計				26,729	27,477	

※家庭系及び事業系ごみ・資源物の合計量(算出方法は以下のとおり)です。

平成31年度計画処理量は、基本計画及び平成31年度減量目標*4との整合を図り、ごみ・資源物として市の収集(回収)及び集団回収で回収するもの並びに市長の指定した場所などへ搬入する事業系ごみが、全てそれぞれ焼却又は資源化など処理されるものとして算出しました。資源物を除くそれぞれのごみの計画処理量は、計画目標値に人口(推定)を乗じて求めた数字であり、人口推移予想を反映した算出となっています。平成31年度人口(推定):122,362人(参考:平成30年度人口(10月1日現在):121,167人)

*1:サーマルリサイクルとは、単に焼却するだけでなく、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用することをいう。

*2:ケミカルリサイクルとは、ガス化溶融等により化学原料としてリサイクルすることをいう。

*3:小型家電回収とは、不燃系ごみのうち、使用済小型電子機器等を、選別して抜き取り、小型家電リサイクル法に基づき、国が認定した事業者へ搬入する運搬業者に売却し、アルミ、貴金属、レアメタル等の再資源化を促進することをいう。

*4:平成31年度減量目標は、P13に記載

2 平成31年度減量目標

(1) 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

平成27年度以降のごみ処理計画では、基本計画において平成36年(2024年)度までに356g/人・日以下(基準年度(平成25年度)実績処理量から40g減量)を目指すとしていることから、市民一人ひとりがごみ減量に取り組むための目安となるように、「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を4g減量する」ことを目標として設定しました。基本計画策定から5年目となる平成31年度は、平成30年度の目標値から更なる減量を目指すものです。

【目標設定の考え方】

基本計画の考え方に基づき、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を平成31年度減量目標として設定します。平成31年度減量目標マイナス4gのうち、燃やすごみを約3g、その他(燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ)を約1gの減量に向けて取り組みます。

	分別区分	市民1人1日当たりの排出量(g/人・日)	
		平成31年度目標	平成30年度目標
家庭系ごみ	燃やすごみ*	269.0	272.2
	燃やさないごみ*	32.5	33.0
	プラスチックごみ	53.0	53.2
	粗大ごみ	20.5	20.6
	有害ごみ	1.0	1.0
	合計	376.0	380.0
資源物	古紙・布・空き缶・びんなど		
集団回収	古紙・布・空き缶・びんなど		

<減量目標における重点項目>

* 燃やすごみ

新可燃ごみ処理施設が試運転を開始するまでの間は、引き続き、その処理を多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしなければならないことから、各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減するため、更なる燃やすごみの減量に重点的に取り組みます。

* 燃やさないごみ

破碎・選別を経て、多くを資源化し、適切な処理に努めていますが、資源循環型社会の形成推進の一環として、更なる燃やさないごみの減量に重点的に取り組みます。

【目標達成に向けた取組事例】

○マイバッグの利用
(レジ袋1枚:約7g)



○マイボトルの利用
(テイクアウト用コーヒー
紙コップ1個:約12g)



○マイはしの利用
(割りばし1膳:約8g)



○ばら売り・量り売りの利用
○店頭回収の利用
(トレイ1枚:約3g)



(2) 埋立処分場

本市の資源化することができない不燃系ごみの一部は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する最終処分場である、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場で埋立処分を行っていましたが、平成28年度からは、更なる選別と資源化により埋立処分を行っていません。

【市民・事業者・行政の取組】

目標達成に向けて、市民・事業者・行政は、それぞれの役割を認識し行動することが重要です。3者が相互に協力・連携することで、その取組は相乗的な効果を得ることができ、更なるごみ減量につながります。

市民

発生抑制

ごみになるものはもらわない・買わない(過剰包装やダイレクトメールは断る、余分なものや使い捨ての商品は買わない、ばら売り・量り売りを利用する)、食品ロスの削減(食材を買い過ぎない・最後まで使い切る、料理は作り過ぎない・食べ残さない)、生ごみの水切り及び自家処理、マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用など

リユース

不要となったものは必要な人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど

リサイクル

資源物の分別徹底、集団回収への参加、店頭回収の利用など

事業者

レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底、分別の徹底、環境に優しい製品の提供、トレイ・ペットボトルなど店頭回収への取組

行政

市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートや働きかけなど施策の展開

3 施策の展開

平成31年度ごみの減量目標達成及びごみの安定的な適正処理の確保のため、平成30年度に引き続き、優先して取り組む施策及び継続して取り組む施策を掲げました。各施策については、以下のとおりです。

施策表の表記について

優先度の高い順に、【優先実施】【重点実施】【継続実施】と区分けしています。

【優先実施】…喫緊の課題として特に強化して取り組むべき施策

【重点実施】…重視して取り組む施策

【継続実施】…継続して取り組む施策

目標の欄は、可能な限り数値による表記に努めますが、一部数値表記が困難な場合は「維持継続」「強化継続」「適時実施」と記載します。また、実施する取組のうち、既に制度化され、又は恒常的に実施し、目標を設定しない業務については、目標欄を「-」とします。

(1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、「ごみを出さないライフスタイルの推進、リユースの推進、分別の徹底、資源循環システムの構築、啓発活動の強化、環境教育・環境学習の推進、地域におけるひとつづくり・まちづくりの促進、拡大生産者責任の追及、事業活動における3Rの推進、市施設における3Rの推進」という10の計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

特に、本市の特性として、転出入による人口移動が毎年7～9%ほどもあり、転入者への啓発は、重要な課題のひとつです。

ごみ減量の啓発活動を強化する観点から、以下の取組を行います。

- ・ ごみ非常事態宣言を継続する中、燃やすごみを特に強化して減量するために、3Rを始めとした様々な施策について、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」を年に4回発行し、紙面を読みやすく、多くの世代に受け入れられやすいようにイラストを多用するなど、更なる工夫を重ねていきます。
- ・ 市ホームページによる情報提供に加え、平成28年度に開始した、スマートフォン用ごみ分別アプリケーションを活用し、適時の情報提供に努めます。
- ・ 毎年発行の「ごみ・リサイクルカレンダー」は転入者に対して住民登録を扱う市民課窓口で配布する他、転入者の特に多い時期に、分別などに特化したチラシを作成し全戸配布します。また、ごみゼロ化推進員と連携し、転入者への啓発について、引き続き具体的な取組を検討します。
- ・ 10月の市民まつりでのブース出展や駅頭でのキャンペーンの実施などを通じて、機会を捉えて継続的な啓発強化に努めます。
- ・ 日常のごみの分別や排出方法に関する問合せに対しては、清掃指導員(市職員)

が、戸別に訪問して分別の指導や説明をしたり、集合住宅の管理者との連携による分別徹底の啓発を行います。

～ 「くらしの中のごみ減量」について削除しました。完成の際に行間を詰めます ～

・ 未活用資源(可燃ごみに含まれる資源化可能物)の有効利用方策の調査・研究に関する専門委員会からの「廃食油の回収が、市として事業化を図る上で実現性が最も高い」との提言を受け、回収物の安全性の確保など、引き続き実施に向けた具体的な取り組みの検討を進めます。

計画項目／取組内容	具体的な取組	目標
1 ごみを出さないライフスタイルの推進 【優先実施】 (1)ライフスタイル変革への支援 (2)ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進 (3)食品ロス削減の推進 (4)生ごみの水切り及び自家処理の推進 (5)マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	—
	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目5参照
	フードライブの実施	月1回 拠点回収
	食品ロス削減推進協力店認定事業の検討	要綱整備
2 リユースの推進 【継続実施】 (1)リユースルートの構築と円滑な運用を推進 【重点実施】 (2)くつ・かばん類の効果的回収や有効活用の推進 (3)リユース食器の有効活用 (4)リユース活動の支援と周知 (5)リユース施策の調査・研究	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	—
	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目5参照
	有効利用先の確保（リユースできるもの）	強化継続
	くつ・かばん類を含む、分別区分及び回収方法の見直しの検討	維持継続
	リユース食器無料貸出し	年20件
	リユース事業（リサイクル事業所）の在り方の検討	維持継続
	リユース推進施策の調査・研究	維持継続
3 分別の徹底 【継続実施】 (1)組成分析の実施 【重点実施】 (2)正しい分別方法の周知 (3)清掃指導員による分別指導の徹底	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	—
	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目5参照
	組成分析	年4回（可燃）
	ごみ相談員（ごみゼロ化推進員）との連携	—
4 資源循環システムの構築 【重点実施】 (1)資源物の戸別・拠点回収の充実 (2)資源化ルートの構築と円滑な運用を推進	分別方法の見直しの検討	強化継続
	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	—
	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目5参照
資源物戸別・拠点回収	—	

(3)生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進 (4)生ごみ堆肥化事業の推進 (5)枝木・雑草類・落ち葉の有効利用 【継続実施】 (6)未活用資源（可燃ごみに含まれる資源化可能物）の有効利用方策の調査・研究	有効利用先の確保（資源物）	維持継続
	家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助	年 350 件 交付
	大型生ごみ処理機器購入費補助	年 1 件交付
	大型生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱見直しの検討	—
	ごみゼロ化推進員との情報交換	適時実施
	夏休み生ごみ投入リサイクル事業の推進	投入者延数 2,500 人
	市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル事業の支援	—
	地域の農業者や J A ・市内農産物取扱店との連携	維持継続
	廃食油の回収・資源化に向けた事業化の検討	適時実施
	難再生古紙拠点回収箇所の拡大	新規 1 箇所
	小型充電式電池の回収・資源化に向けた検討	新規検討
5 啓発活動の強化 【重点実施】 (1)広報媒体を活用した啓発活動の強化 (2)分かりやすい広報媒体の作成 (3)キャンペーンの実施 (4)イベントへの出展 (5)転入者への啓発強化 (6)効果的な啓発活動の調査・検討	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） 学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等） ごみ減量キャンペーンの実施 イベント（市民まつり）への出展 転入者への啓発強化 効果的な啓発活動の調査・研究 ごみ減量キャラクターの活用方法の見直し	— 年 40 回 4 回 年 1 回 強化継続 適時実施 —
6 環境教育・環境学習の推進 【重点実施】 (1)小・中学校における環境教育の推進 (2)町会・自治会・子供会・その他団体などへの環境学習の推進 (3)情報の提供	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） 学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	— 計画項目 5 参照
7 地域におけるひとづくり・まちづくりの促進 【重点実施】 (1)ごみゼロ化推進員による活動の推進 (2)ごみ相談員制度の認知度向上 (3)集団回収事業の支援 (4)市民・事業者・行政の連携体制の強化	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） ごみゼロ化推進会議（総会・全体会・役員会・運営委員会）の開催支援 ごみゼロ化推進員との情報交換 町会・自治会・子供会への働きかけ 地域ネットワークの構築	— 適時実施 適時実施 適時実施 適時実施
8 拡大生産者責任の追及 【重点実施】 (1)拡大生産者責任の追及 (2)事業者と行政の役割分担の見直し	国・都への働きかけ	—

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">9 事業活動における3Rの推進</div> 【重点実施】 (1)事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進 (2)事業系ごみの発生抑制の推進 (3)事業系ごみのリユース・リサイクルの推進 (4)事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 (5)リサイクル推進協力店認定事業所の拡大 (6)店頭回収の推進	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	—
	個別指導	—
	リサイクル推進協力店認定事業の推進	新規4事業所
	自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大	新規2事業所
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">10 市施設における3Rの推進</div> 【重点実施】 (1)小金井市施設ごみゼロ化行動計画の推進 【継続実施】 (2)進捗状況・実績報告の公表	庁内向け検査の実施及び結果公表	年1回
	市職員に対する啓発	—

(2) 安心・安全・安定的な適正処理の推進

安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けて、「安心・安全・安定的な収集運搬の推進、可燃ごみの共同処理に向けた整備、廃棄物関連施設の整備、埋立処分量・焼却灰の削減」という4計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

可燃ごみの共同処理に向けた取組としては、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立された浅川清流環境組合（構成市：日野市、国分寺市、本市）にて、日野市内で平成32年(2020年)度の新可燃ごみ処理施設稼働を目指して事業を進めているところです。新施設稼働後は、日野市・国分寺市・本市の3市で、可燃ごみの共同処理を、日野市内で行うこととなりますが、本市としては、今後とも、与えられた役割を誠実に遂行し、その責任を果たしてまいります。3市では、市民と協働して可燃ごみの更なるごみ減量を推進するため、3市ごみ減量推進市民会議を設置し、減量施策等の検討を進めます。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づき、多摩地域の自治体及び一部事務組合に可燃ごみ処理の支援を要請します。新可燃ごみ処理施設建設場所周辺住民をはじめとした日野市民の皆様及び日野市の関係者、本市の可燃ごみの処理をお願いしている施設周辺住民の皆様、多摩地域の自治体及び一部事務組合の関係者へ深く感謝し、継続して安心・安全・安定的な適正処理の確立を図るため、各施策の展開を図ります。

さらに、不燃・粗大ごみ、資源物の処理については、施設の老朽化に伴い、循環型社会の形成に資する施設の再配置を進め、適正処理の維持を図るため、清掃関連施設整備基本計画を策定し、計画に基づいて中間処理場（貫井北町）と二枚橋焼却場跡地（東町）を建設予定地として事業を進めています。二枚橋焼却場跡地は、不燃・粗

大ごみ処理施設を整備し、平成33年(2021年)度中の稼動開始を目指します。また、中間処理場は、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみの資源物処理施設を整備し、平成36年(2024年)度中の稼動開始を目指します。

計画項目／取組内容	具体的な取組
1 安心・安全・安定的な収集運搬の推進 (1)安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保 (2)ふれあい収集の推進	収集運搬体制の確保 ふれあい収集
2 可燃ごみの共同処理に向けた整備 (1)新可燃ごみ処理施設の整備 (2)広域支援による可燃ごみの処理	浅川清流環境組合構成市としての責任履行 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づく広域支援の要請 3 市ごみ減量市民会議での減量施策等の検討
3 廃棄物関連施設の整備 (1)不燃・粗大ごみ中間処理場の更新 (2)廃棄物関連施設の在り方の検討	中間処理場施設更新を含む廃棄物関連施設の将来の処理機能及び再配置の計画に基づく事業の推進
4 埋立処分量・焼却灰の削減 (1)埋立処分量・焼却灰の最少化 (2)適正な分別排出 (3)広域的な連携	東京たま広域資源循環組合構成市としての責任履行 広報媒体活用による周知

(3) 廃棄物処理を支える体制の確立

廃棄物処理を支える体制の確立に向けて、「災害発生時の対応に向けた体制整備、多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携、収集・処理しない廃棄物への対応」という3つの計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目／取組内容	具体的な取組
1 災害発生時の対応に向けた体制整備 (1)小金井市地域防災計画及び小金井市災害廃棄物処理計画に基づく災害時体制の整備 (2)小金井市地域防災計画及び小金井市災害廃棄物処理計画に基づく処理応援の要請	災害時体制の整備 「災害時における廃棄物の処理及び運搬の協力に関する協定書」を収集運搬業者と継続して締結 災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物処理マニュアルの策定 災害廃棄物処理マニュアルに基づく図上訓練等の検討
2 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携	綿密な連携による情報の共有

(1)多摩地域の自治体・一部事務組合との連携 (2)国・都との連携	
3 収集・処理しない廃棄物への対応	広報媒体を活用した最新情報の提供
(1)情報の提供 (2)関係機関・処理業者との連携による受入体制の整備	専門に取り扱う業者との情報交換

(4) 生活環境保全の推進

生活環境保全の推進に向けて、「不法投棄防止体制の確立、環境負荷低減の推進」という2つの計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目／取組内容	具体的な取組
1 不法投棄防止体制の確立 (1)パトロールの強化 (2)不法投棄防止対策の推進 (3)市民・事業者・その他関係機関との連携強化	定期的なパトロールの実施 啓発看板（不法投棄厳禁・犬のフン禁止）の配布・設置など個別案件への対応 市民・事業者・その他関係機関との連携強化 主官部署と連携し、空き家に対する不法投棄防止の徹底
2 環境負荷低減の推進 (1)低公害車の導入 (2)グリーン購入の推進	低公害車の積極的な導入及び関係者への協力要請 グリーン購入の推進

(5) 計画の実効性を高める仕組み

計画の実効性を高めるための仕組みづくりに向けて、「計画の進行管理の実施、ごみ処理コストの検証」という2つの計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目／取組内容	具体的な取組
1 計画の進行管理の実施 (1)進捗状況の点検・評価	自己評価及び小金井市廃棄物減量等推進審議会にて点検・評価
2 ごみ処理コストの検証 (1)一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 (2)環境基金の有効活用	コスト管理 情報の公開 環境基金の有効活用

第3 ごみ処理体制

1 家庭系一般廃棄物

(1) 戸別収集(回収)

家庭から排出される一般廃棄物を、「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物」の区分に分類しています。分別区分のうち「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ」は家庭用市指定収集袋を使用して排出することとし、「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券を品目ごとに貼って排出することとしています。また、分別区分ごとに排出された一般廃棄物は、戸別収集(回収)しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所に、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に、朝8時30分までに排出されたものを収集(回収)しています。家庭系一般廃棄物の戸別収集(回収)の分別区分、排出方法などは、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	排出方法	
燃やすごみ	生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な紙など	週2回/委託	市指定収集袋(黄)	
燃やさないごみ	ゴム製品・ガラス類・せともの・小型家電製品など	2週に1回/委託	市指定収集袋(青)	
プラスチックごみ	プラマークの有無に関わらず材質が100%プラスチック製品のもの	週1回/委託	市指定収集袋(青)	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	随時/委託	<申込制> 粗大ごみ処理券	
有害ごみ	乾電池・蛍光管・ライター・水銀体温計・電球型蛍光管	2週に1回/委託	透明又は半透明の袋	
資源物	びん	ガラスびん(飲料用・食料品用)	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	空き缶	アルミ缶・スチール缶(飲料缶・菓子缶・茶缶など)	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	金属	鍋・やかん・フライパンなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用(しょうゆ・みりんなど)	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	古紙・布	新聞	週1回/委託	紙ひもで縛る
		段ボール	週1回/委託	紙ひもで縛る
		雑誌・ざつがみ	週1回/委託	雑誌 紙ひもで縛る ざつがみ 雑誌の間に挟み込むか、紙袋などにまとめて入れる
		紙パック	週1回/委託	紙ひもで縛る
		シュレッダー紙	週1回/委託	透明又は半透明の袋
布		週1回/委託	透明又は半透明の袋	

(差替版)

資源物	枝木・雑草類・落ち葉	枝木（1本の長さ1m以内・1本の直径15cm以内・束の大きさ30cm程度まで）・雑草類・落ち葉	（平成29年度より） 2週に1回/ 委託	枝木 ひもで縛る 雑草類 透明又は半透明の袋 落ち葉 透明又は半透明の袋
	生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたもの	週1回/直営	<申込制> 市指定専用容器に入れる。

(2) 拠点回収

家庭から排出される資源物の一部については、拠点回収を実施しています。分別区分ごとに拠点回収場所へ排出された資源物を回収しています。拠点回収を実施している資源物の分別区分などは、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	
資源物	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	月2回/委託
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	週3回/委託
	びん	ガラスびん（飲料用・食料品用）	月3回/委託
	古紙（紙パック）	紙パック	週1回/委託
	生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたものなど	週2回/直営
	トレイ	発泡スチロール製トレイ	週3回/委託
	ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	週2回/直営
	くつ・かばん類	くつ類（左右ペア）・かばん類・ベルト・ぬいぐるみ	月1回/直営
	難再生古紙	防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製緩衝材・アルミ付紙パックなど	週3回/委託

(3) 適正処理方法

家庭系一般廃棄物の適正処理方法は、以下のとおりです。

分別区分	中間処理		最終処理（処分）
	処理方法	処理場所	
燃やすごみ	支援先焼却施設で焼却(委託)		焼却灰をエコセメント化 (東京たまエコセメント化施設)
燃やさないごみ	破碎・選別(委託)	金属・破碎後のプラスチック類など	中間処理場 ・鉄・アルミなど金属を資源化(民間処理施設) ・破碎後のプラスチック類などをケミカルリサイクル(民間処理施設) ・破碎後のプラスチック類などをサーマルリサイクル(民間処理施設)

プラスチック ごみ	積替・ 選別 (委託)	容器包装リサイ クル法対象の廃 プラスチック	民間処理施設	容器包装リサイクル法対象の廃プ ラスチックを公益財団法人日本容器包 装リサイクル協会（以下、「容器包装 リサイクル協会」という。）に引き渡 し資源化
		容器包装リサイ クル法対象外の 廃プラスチック		容器包装リサイクル法対象外の廃プ ラスチックをケミカルリサイクル （民間処理施設）
粗大ごみ (可燃系)	破碎 (委託)	木質家具などは 板状に分解 （ふとんは中間 処理をしていな い）	中間処理場	木質家具などをサーマルリサイクル （民間処理施設）
				ふとんをサーマルリサイクル （民間処理施設）
				再使用可能なものを修理し販売 （リサイクル事業所）
粗大ごみ (不燃系)	選別・ プレス (委託)	保管庫など大部 分が金属のもの	中間処理場	自転車・保管庫など大部分が金属の ものを資源化（民間処理施設）
	破碎・ 選別 (委託)	上記以外の複 合素材・金属・破 砕後のプラスチ ック類など		鉄・アルミなど金属を資源化 （民間処理施設）
				破碎後のプラスチック類などをケミ カルリサイクル（民間処理施設）
				破碎後のプラスチック類などをサー マルリサイクル（民間処理施設）
再使用可能なものを修理し販売 （リサイクル事業所）				
有害ごみ	破碎・選別(委託)		中間処理場	資源化・一部埋立（民間処理施設）
びん	破碎・選別(委託)		民間処理施設	資源化（民間処理施設）
スプレー缶	選別・破碎(委託)		中間処理場	資源化（民間処理施設）
空き缶	選別・プレス(委託)		空缶・古紙等 処理場	資源化（民間処理施設）
金属	選別(委託)		空缶・古紙等 処理場	資源化（民間処理施設）
ペットボトル	選別・プレス(委託)		空缶・古紙等 処理場	一部を容器包装リサイクル協会に引 渡し資源化
				一部を民間処理施設で資源化
古紙				資源化（民間処理施設）
布	選別(委託)		空缶・古紙等 処理場	資源化（民間処理施設）
枝木・雑草類・ 落ち葉	選別(委託)		民間処理施設	資源化（民間処理施設）
乾燥生ごみ				堆肥化（委託）
トレイ	選別(委託)		民間処理施設	資源化（民間処理施設）
ペットボトル キャップ				NPO法人に寄付し資源化
くつ・ かばん類	選別(直営)		空缶・古紙等 処理場	資源化（民間処理施設）
難再生古紙	選別(委託)		民間処理施設	資源化（民間処理施設）

2 事業系一般廃棄物

事業所から排出される一般廃棄物については、事業者自らの責任において、自己処理することが原則となります。法令を遵守して、独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定により許可を受けた小金井市一般廃棄物収集運搬業許可業者は、以下のとおりです。

許可業者名	所在地	電話番号
(株)アクト・エア	神奈川県愛甲郡愛川町角田 3667	046-280-1112
(株)東緑化	八王子市犬目町 1077-6	042-654-2075
栄晃産業(株)	三鷹市牟礼 1-11-15	0422-48-2235
エコ丸信(株)	武蔵村山市伊奈平 2-27-5	042-520-8881
エルエス工業(株)	渋谷区千駄ヶ谷 3-2-8-503	03-5410-3627
(株)遠藤商会	埼玉県川越市大字下赤坂 627-7	049-266-9437
(株)加藤商事	狛江市東野川 2-14-2	03-3480-5111
関東緑花(株)	立川市栄町 4-2-44	042-522-4101
(株)木下フレンド	埼玉県所沢市東所沢和田 3-1-10	04-2944-3737
(株)光栄和	国立市富士見台 1-14-2	042-574-9600
近野 正志	小平市花小金井 7-2-8	042-341-7037
斎藤商事(株)	西東京市東伏見 4-9-10	042-465-8548
相模原紙業(株)	神奈川県相模原市中央区南橋本 1-18-15	042-773-3508
(有)さとみ企画	府中市住吉町 3-52-6	042-363-6228
(株)サムズ	千葉県松戸市松飛台 286-5	047-387-0142
(株)サン・エクスプレス	国分寺市並木町 3-7-2	042-329-4320
志賀興業(株)	三鷹市新川 4-1-11	0422-47-1414
(株)植寿園	府中市朝日町 1-20	042-365-6253
(株)総合整備	杉並区上荻 1-22-8	03-5347-2910
太誠産業(株)	豊島区南池袋 3-14-11 中町ビル	03-3989-0098
高杉商事(株)	小平市上水本町 4-8-12	042-321-2682
(株)田邊商店	立川市一番町 5-5-1	042-520-0075
(株)調布清掃	調布市深大寺東町 5-8-1	042-485-1166
東和産業(株)	小平市花小金井 1-36-1	042-465-5514
(株)トーホークリーン	渋谷区東 4-9-18-204	03-5466-8923
(株)トリデ	府中市西原町 4-17-53	042-576-9750
中川産業(株)	立川市富士見町 1-2-6	042-529-3491
(株)根本造園	東久留米市南町 1-5-4	042-461-8142
比留間運送(株)	武蔵村山市中央 2-18-3	042-565-1336
福田幸夫(福田商会)	小金井市貫井北町 1-7-33(福田商会事務所)	042-382-1230

(差替版)

(株)フクヤサービス	調布市富士見町 1-8-56	042-488-4469
(有)古川新興	府中市是政 3-65-1	042-365-2231
(株)武蔵野	中野区 弥生町 2-50-8	03-5340-7647
(有)屋満登興業	三鷹市中原 2-14-10	0422-49-3503
(株)吉野清掃	調布市布田 5-24-1	042-483-6259

※ 平成 30 年 12 月末現在

ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業系一般廃棄物を事業用市指定収集袋を使用して排出することができます。粗大ごみについては、市では収集していません。なお、資源物のうち古紙、枝木・雑草類・落ち葉については、少量の場合に限り、無料で排出することができます。また、排出された事業系一般廃棄物は、家庭系一般廃棄物と併せて収集(回収)していることから、家庭系一般廃棄物に準じて適正処理を行っています。1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所が、事業用市指定収集袋を使用して排出する場合の分別区分、排出方法は、以下のとおりです。

分別区分		排出方法
燃やすごみ		事業用市指定収集袋（赤）（紙おむつ含む。）
燃やさないごみ		事業用市指定収集袋（青）
プラスチックごみ		事業用市指定収集袋（青）
粗大ごみ		市では収集していません
有害ごみ		事業用市指定収集袋（青）
資源物	びん	
	スプレー缶	
	空き缶	
	金属	
	ペットボトル	
	布	
古紙		家庭から通常排出される程度の量を排出することができる (例)・シュレッダー紙（45L 以内の透明又は半透明の袋、1 回に 2 袋まで） ・段ボール（みかん箱サイズを目安とする、1 回に 5 枚程度まで）
枝木・雑草類・落ち葉		3 束（袋）まで排出することができる 枝木：ひもで縛る、雑草類：透明又は半透明の袋、落ち葉：透明又は半透明の袋

第4 市民・事業者・行政の役割

1 市民の役割

市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動し、発生抑制を最優先とした3R(発生抑制、リユース、リサイクル)の推進に取り組みます。

- (1) まずは、ごみになるものを元から減らす発生抑制に取り組みます。ごみになるものはもらわない・買わない取組(過剰包装やダイレクトメールは断る、余分なものや使い捨てのものを買わない、ばら売り・量り売りを利用するなど)、食品ロスの削減(食材を買い過ぎない・最後まで使い切る、料理は作り過ぎない・食べ残さないなど)、生ごみの水切り及び自家処理並びにマイバッグ・マイボトル・マイはしの利用など、ごみを出さない取組を実行します。
- (2) 次に、使えるものは何度でも使うリユースに取り組みます。不要になったものは必要としている人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど、ものを大切に取る取組を実行します。
- (3) そして、資源になるものを捨てずに再生して利用するリサイクルに取り組みます。燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチックごみには、まだ資源物の混入が見受けられることから、計画に沿った分別を徹底することで、「混ぜればごみ、分ければ資源」の取組を実行します。
- (4) トレイ・ペットボトル・紙パックなどについては、販売事業者が実施している店頭回収を利用します。
- (5) 市が収集しない一般廃棄物(29ページ参照)については、市の定める方法に従い適正処理します。

2 事業者の役割

事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、拡大生産者責任に基づく責任を果たすとともに、法令を遵守して、ごみを独自に又は他の事業者と共同して適正に処理します。また、事業活動においては、発生抑制を最優先とした3R(発生抑制、リユース、リサイクル)の推進に取り組みます。

- (1) 製品及び容器などの製造、加工並びに販売の際、それら製造、加工、販売されたものが廃棄物となった場合、適正処理が困難にならないような製品、容器などの製造、加工、販売及び修理体制の確保に取り組みます。
- (2) 事業系一般廃棄物は、生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、一般廃棄物処理施設にて処分し、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬させ市長の指定した場所もしくは一般廃棄物処理施設(オリックス資源循環株式会社(埼玉県寄居町)、株式会社アルフォ(大田区)、バイオエナジー株式会社(大田区)、株式会社ジェイ・アール・エス(埼玉県所沢市)、有限会社ブライトピック(千葉県柏市)、株式会社

フジコー(千葉県白井市)、エルエス工業株式会社(栃木県那須塩原市)、太誠産業株式会社(江東区、神奈川県愛川町)、JFE環境株式会社(千葉県千葉市)、株式会社アクト・エア(神奈川県愛川町)など)にて適正に処理します。

- (3) レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底に取り組み、リサイクル推進協力店となることを目指します。
- (4) 販売事業者はトレイ・ペットボトル・紙パックなどの店頭回収に取り組みます。

3 行政の役割

市内大規模事業所である市の施設において、市職員は、廃棄物を排出する当事者であることを自覚し、自ら率先して発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組みます。市民及び事業者に対しては、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた本市の取組の周知徹底と施策の展開を図ります。また、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階における円滑な廃棄物処理を行うため、安心・安全・安定的な適正処理を推進します。更に、計画の遂行を支えるために必要な事項として、廃棄物処理を支える体制の確立、生活環境保全の推進及び計画の実効性を高めるための仕組みづくりに取り組みます。市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるような相互の調整や働きかけを行っていきます。

第5 ごみ処理施設の維持・管理に関する事項

1 不燃・粗大ごみ処理施設

燃やさないごみと粗大ごみを破碎・選別処理をしている小金井市中間処理場は、平成18年度及び平成19年度に臭気対策を第一義におおむね10年間の稼働に耐え得るように大規模改修工事を行いました。昭和61年12月の稼働以来30年が経過し、施設全体の老朽化が進んでいます。本施設は、事務所棟にて見学者コース及び展示品の充実を図り、環境教育・環境学習にも役立つ施設としています。

(1) 施設名称: 小金井市中間処理場

(2) 所在地: 小金井市貫井北町1-8-25

(3) 処理能力: 30t/5h(型式: 高速回転複合式堅型破碎機)

※ 平成29年度に策定した『清掃関連施設整備基本計画』に基づき、現在清掃関連施設整備事業を進めています。

2 最終処分場・エコセメント化施設

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合において、平成18年(2006年)から稼働している東京たまエコセメント化施設で、セメント原料としてリサイクルすることで、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化が図られています。

(1) 施設名称: 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場・東京たまエコセメント化施設

(2) 所在地: 東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内

第6 動物の死体処理について

1 市へ届け出るもの

占有者が、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できない時は、市に届け出る必要があります。

2 市が収集するもの

(1) 市に処理申込みがあったペットの死体

(2) 飼い主不明の犬、猫などの死体(公有地にあるものに限る。)

3 処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

第7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

1 市が収集しない一般廃棄物について

- (1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン
(家電リサイクル法に基づき販売店により回収)
- (2) パソコン
(資源有効利用促進法に基づきメーカーにより自主回収)
- (3) 適正処理困難物又はそれに準ずるもの
ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングの球、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料、ペット用トイレ砂(燃やせる素材のものは除く。)、フロンガスを使用している製品など
(危険及び有害などで市の施設では適正処理できないため、市民及び関係事業者の協力を得て専門の処理業者により回収・処理)
- (4) オートバイ
(メーカーにより自主回収)
- (5) 在宅医療に伴う注射器・注射針
(市内薬局により自主回収)

2 処理方法の変更

天候その他の特別な事情がある時は、収集運搬及び処分の方法を変更することがあります。

3 災害廃棄物について

中間処理場と二枚橋焼却場跡地を含め、災害廃棄物処理計画にて、がれきの仮置き場を選定しています。

第8 生活排水処理について

1 収集運搬

生活排水(し尿及び浄化槽汚泥)の収集運搬に関する事項は、以下のとおりです。

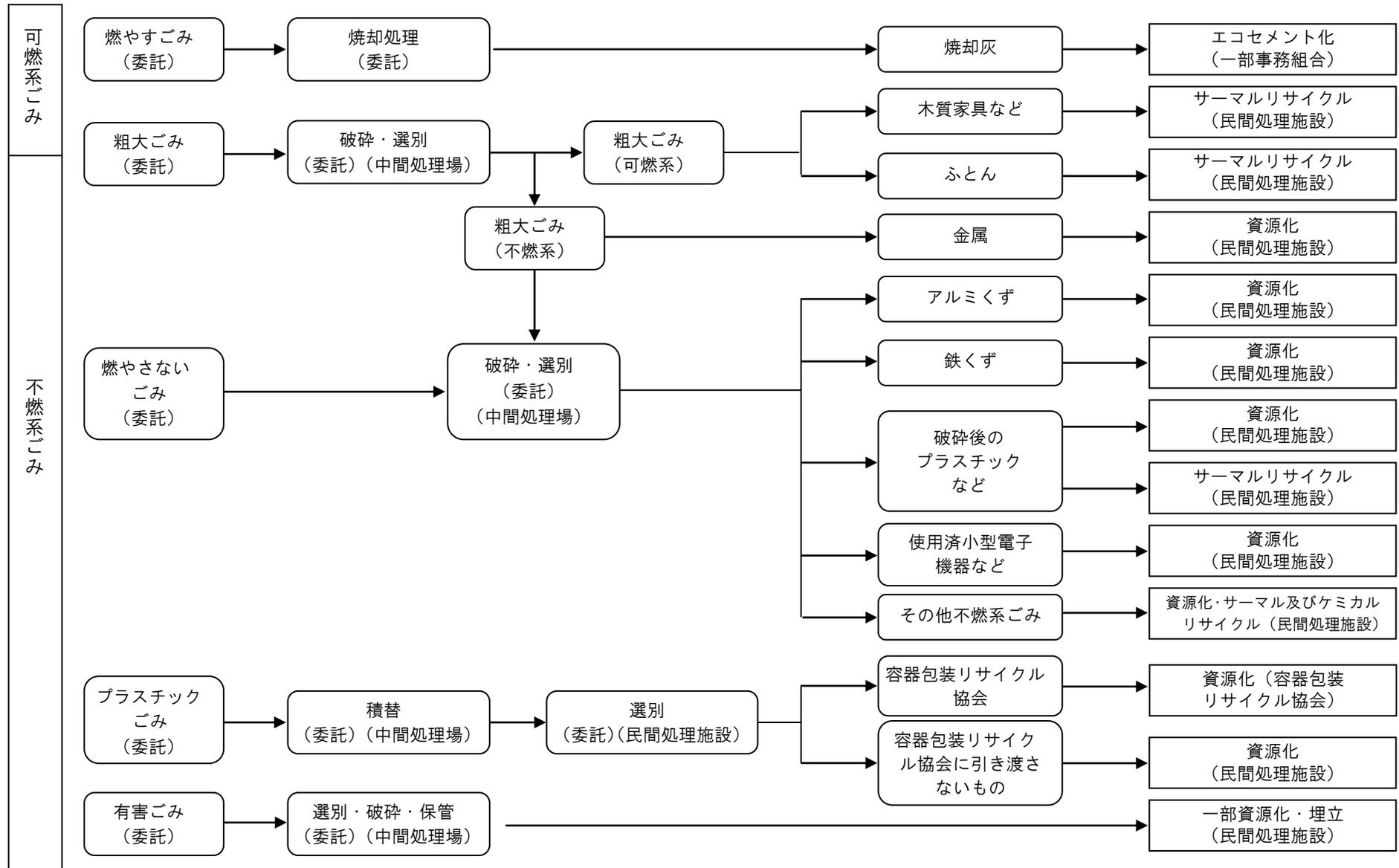
し尿及び 浄化槽汚泥	排出者	収集運搬 見込み量 (KL/年)	収集地域	収集回数	収集方法
	事業所	107	市内全域	随時	バキューム車による収集(委託)

2 処理

本市で発生する生活排水(し尿及び浄化槽汚泥)は、武蔵野市、小平市、東大和市、武蔵村山市及び本市の5市で構成する一部事務組合(湖南衛生組合)で共同処理します。構成市における公共下水道の普及に伴い、湖南衛生組合し尿処理施設への、し尿搬入量は年々減少しています。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。

- (1) 施設名称: 湖南衛生組合し尿処理施設
- (2) 所在地: 武蔵村山市大南5-1
- (3) 処理能力: 6KL/日
- (4) 処理方式: 希釈前処理方式

別紙 平成31年度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図



(差替版)

資源物



小金井市災害廃棄物処理計画

(素案)

平成31年1月

小金井市

目 次

第 1 章 基本的事項.....	1
第 1 節 計画策定の趣旨.....	1
第 2 節 計画の位置づけ.....	2
第 3 節 基本方針.....	3
第 4 節 対象とする災害.....	4
1. 対象とする災害.....	4
2. 被害規模の想定.....	4
3. 対象とする災害廃棄物.....	4
第 5 節 発災前後の業務の流れ.....	5
第 6 節 本計画の見直し.....	6
第 2 章 平常時の対策.....	7
第 1 節 組織体制の構築.....	7
第 2 節 協力体制の構築.....	8
1. 国及び都との連携.....	8
2. 一部事務組合等との連携.....	8
3. 他の自治体、民間事業者等との協定.....	8
4. 災害ボランティア活動の支援体制づくりの推進.....	8
5. 市民との協力体制.....	8
6. 広域連携体制の構築.....	8
第 3 節 し尿の処理の検討.....	9
第 4 節 仮置場候補地の検討.....	9
1. 仮置場候補地の検討.....	9
2. 仮置場必要面積.....	11
第 5 節 職員への教育訓練等.....	11
第 6 節 災害廃棄物対策マニュアルの作成、整備.....	11
第 3 章 初動期（発災後約 1 か月まで）.....	12
第 1 節 発災から 24 時間まで.....	12
1. 災害廃棄物処理に関する組織の設置.....	12
2. 災害廃棄物に関する情報収集.....	12
3. 避難所の開設に伴う仮設トイレの設置.....	12
第 2 節 発災から 48 時間ないし 72 時間まで.....	12
1. 仮置場の設置.....	12
2. 生活ごみ、避難所のごみ、し尿の収集・処理.....	16
3. 災害廃棄物発生量の推計.....	17
4. 支援の要請、広域体制の確認.....	17
5. 市民への広報.....	17

6.	不法投棄対策.....	18
第3節	発災後1か月まで.....	18
1.	災害廃棄物処理実行計画の策定.....	18
2.	補正予算編成及び補助金導入の検討.....	21
3.	災害廃棄物処理の進捗管理.....	21
第4章	応急対策期～災害復旧・復興期.....	22
第1節	災害廃棄物処理実行計画の見直し.....	22
1.	災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直し.....	22
2.	処理スケジュール・処理フローの見直し.....	22
3.	組織体制、協力体制の見直し.....	22
4.	仮置場の見直し、閉鎖・返還方法の検討.....	22
5.	災害廃棄物処理実行計画の見直し手順.....	23
第2節	被災家屋の解体撤去.....	23
第3節	国庫補助金業務.....	23
第4節	災害廃棄物処理の進捗管理.....	24

第 1 章 基本的事項

第 1 節 計画策定の趣旨

近年、阪神・淡路大震災、東日本大震災や熊本地震といった巨大地震による災害や、広島市土砂災害、関東・東北豪雨、九州北部豪雨、西日本豪雨といった浸水被害等、巨大な災害が起きています。

災害廃棄物はこのような状況で発生するごみのことを指します。さらに、一度に多量に発生し、性状的には産業廃棄物に近く、処理が難しいものを含んでいる等の特徴があります。

小金井市災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）は、このような大規模災害の発生時に、多量に発生する災害廃棄物を迅速に処理する体制を確保し、適正に処理することにより、市民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧、復興に資するための基本的事項を定めるものです。

表 1-1 近年の巨大災害による廃棄物発生量

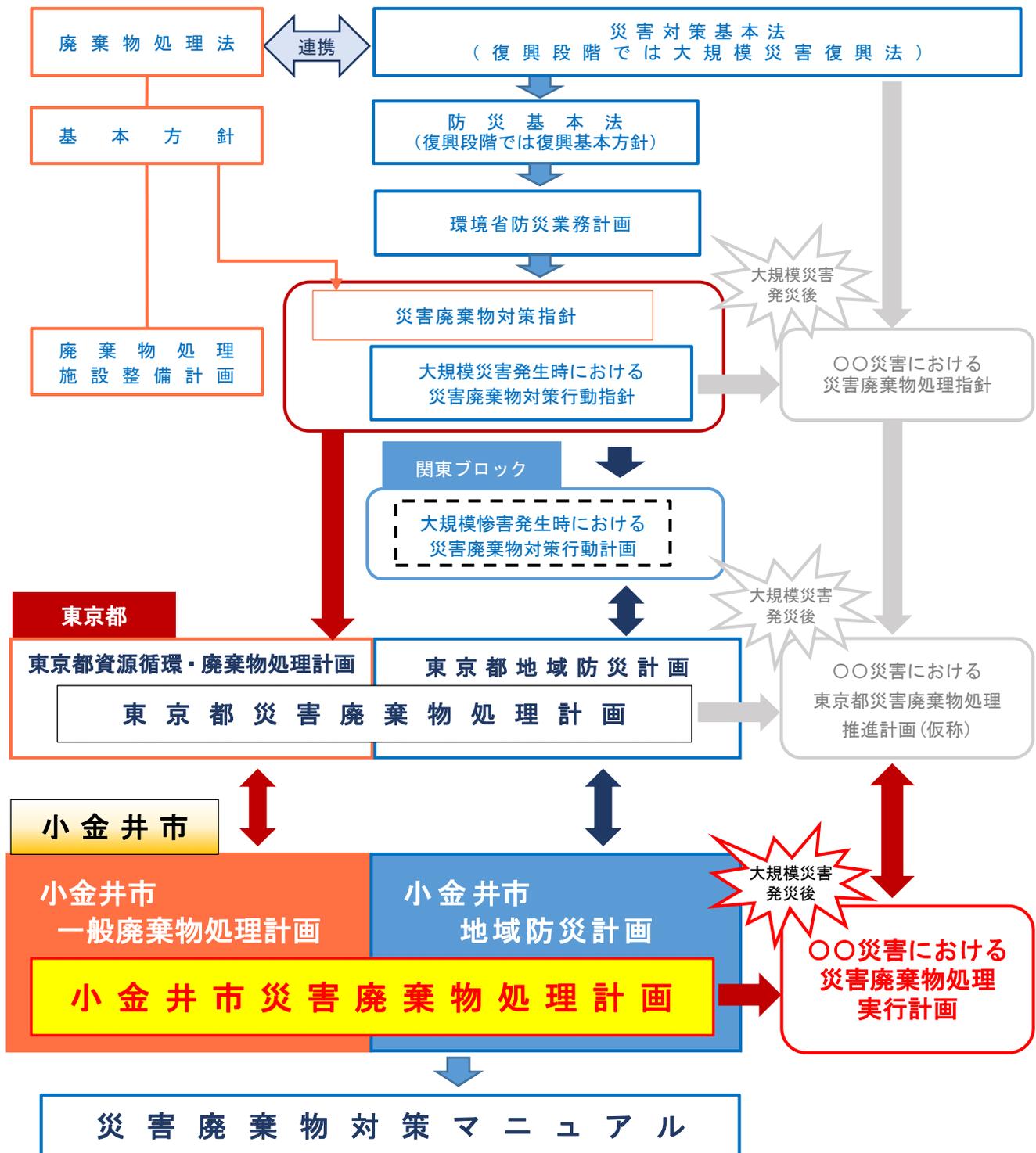
災害名	発生年月	災害廃棄物発生量	処理期間
阪神・淡路大震災	1995 年 1 月	1,500 万トン	約 3 年
新潟県中越地震	2004 年 10 月	60 万トン	約 3 年
東日本大震災	2011 年 3 月	3,100 万トン (津波堆積物含む)	約 3 年 (福島県除く)
広島土砂災害	2014 年 8 月	58 万トン	約 1.5 年
平成 28 年熊本地震 (熊本県のみ)	2016 年 4 月	316 万トン※ (推計値)	約 2 年(予定)

出典：平成 29 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書(概要)（平成 29 年度 環境省）

※災害等廃棄物処理事業費の査定に当たり市町村が推計した災害廃棄物量の合計

第2節 計画の位置づけ

本計画は、国の災害廃棄物対策指針や東京都災害廃棄物処理計画を踏まえ、小金井市地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）との整合を図り策定しています。各計画や法令等との相互関係は図 1-1 に示すとおりです。



参考：東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月 東京都）

図 1-1 本計画の位置づけ

第3節 基本方針

災害廃棄物の処理を進めるに当たって、法令を遵守することはもちろんですが、被災者となる市民の目線に立った処理の在り方を考える必要があります。そこで、本計画では、市民の生活環境を保全する「安全で安心できる処理」、都市機能を取り戻す「復旧、復興に資する処理」、災害を克服した後も「持続性を確保できる処理」の実現を重視します。この考え方に即して次の7つを基本方針として定めます。

表 1-2 基本方針

安全で安心できる処理	復旧、復興に資する処理	持続性を確保できる処理
		
① 計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進します。	
② 迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行います。	
③ 環境に配慮した処理	災害時の混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進します。	
④ 衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図ります。	
⑤ 安全の確保	住宅地での解体作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底します。	
⑥ 再資源化の推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別・選別により可能な限り再資源化を推進し、最終処理量の削減を図ります。	
⑦ 経済性に配慮した処理	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、コスト意識を持ち、可能な限り経費の削減に努めます。	

第4節 対象とする災害

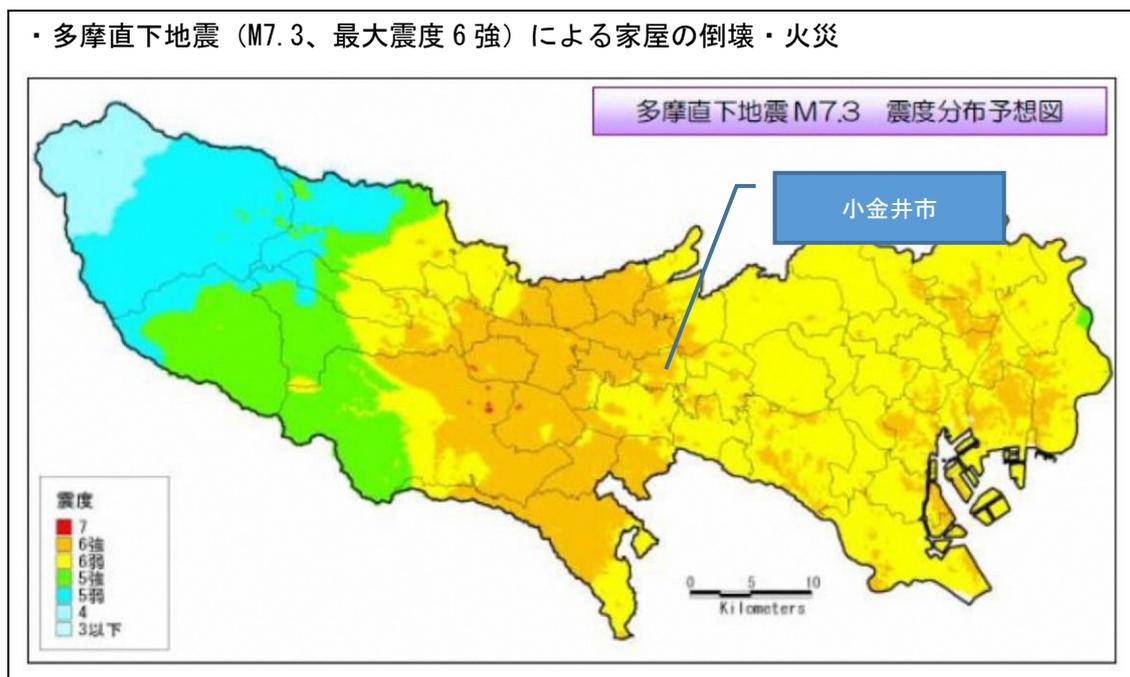
1. 対象とする災害

本計画は、地震災害、風水害、土砂災害及び火山災害を対象とします。（対象とする災害の詳細は巻末資料 P1 参照）

2. 被害規模の想定

本計画では、地震災害による最大規模の被害を想定し、策定しています。平成 24 年に策定された「首都直下地震等による東京の被害想定」における、本市の最大規模の被害（図 1-2 多摩直下地震）として、家屋の全壊被害 725 棟、半壊被害 2,515 棟などにより約 25 万トンの災害廃棄物が発生する見込みです。（被災状況の詳細は巻末資料 P5 参照）

図 1-2 多摩直下地震



出典：東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月 東京都）

3. 対象とする災害廃棄物

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置づけられるものであり、本市域内で発生した災害廃棄物は、本市が包括的な処理責任を負います。また、平常時に排出される廃棄物とは異なる対応が必要となるもので、対象となる災害廃棄物は、表 1-3 の赤枠で示すとおりです。

なお、発災後においても、被災を免れた家屋から発生する生活ごみは、被災状況を勘案したうえで、原則、平常時と同様に処理します。ただし、平常時のような処

理が困難な場合は、生活環境の悪化を生じないように配慮した上で、収集するごみの種類、排出場所等に制限を設けて処理を行います。

表 1-3 対象とする災害廃棄物

廃棄物の種類		内容
一般 廃棄物	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した住民の排出する生活ごみ (通常生活で排出される生活ごみは除く。) ・避難施設で排出される生活ごみ(避難所ごみ) ・一部損壊家屋から排出される家財道具(片付けごみ) ・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物 ・道路啓開¹や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・被災施設の仮設トイレからのし尿 ・被災した事業所からの廃棄物(事業活動に伴う廃棄物は除く。) ・その他、災害に起因する廃棄物
	家庭ごみ、し尿	<ul style="list-style-type: none"> ・通常生活で排出される生活ごみ ・通常家庭のし尿
	事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う廃棄物(産業廃棄物を除く。)
産業廃棄物		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物

出典：東京都災害廃棄物処理計画（平成29年6月 東京都）

第5節 発災前後の業務の流れ

平常時及び発災後に行政機関が取り組むべき業務の流れを整理します。

平常時 (発災前)	①組織体制の構築
	②協力体制の構築
	③し尿の処理の検討
	④仮置場候補地の選定
	⑤職員への教育訓練等
	⑥災害廃棄物対策マニュアルの作成、整備

↓ 発災！

¹ 緊急車両等の通行のため、1車線でも通れるように早急に最低限のがれき処理を行うこと。

↓ 発災！

初動期	発災から 24 時間まで	①災害廃棄物処理に関する組織の設置	
		②災害廃棄物に関する情報収集	
		③避難所の開設に伴う仮設トイレの設置	
			↓
	発災から 48 時間ないし 72 時間まで	①仮置場の開設、運用・管理	
		②生活ごみ、避難所のごみ、し尿の収集・処理	
		③災害廃棄物発生量の推計	
		④支援の要請、広域体制の確認	
		⑤市民への広報	
		⑥不法投棄対策	
			↓
	発災後 1 か月まで	①処理スケジュール・処理フローの策定	
②災害廃棄物処理実行計画の策定			
③補正予算編成及び補助金導入の検討			
④災害廃棄物処理の進捗管理			
		↓	
応急対策期～ 災害復旧・復興期	①災害廃棄物処理実行計画の見直し		
	②被災家屋の解体撤去		
	③国庫補助金業務		
	④災害廃棄物処理の進捗管理		

※なお、災害の種類により優先順位、対応方針等が変わるため、様々な状況での業務の流れを整理し、災害廃棄物対策マニュアルの作成を進めます。

第6節 本計画の見直し

本計画の実効性を高めるため、法令、国が定める指針の策定や見直し状況、都の災害廃棄物処理計画の見直し状況、研修や災害訓練の実施状況等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

第2章 平常時の対策

平常時は、発災時の状況を鑑みて様々な対策をとる必要があります。以下に平常時における対策を示します。

第1節 組織体制の構築

組織体制（案）は図2-1のとおりです。小金井市災害廃棄物対策本部（仮称）は、小金井市災害対策本部の決定により設置されますが、通常の一般廃棄物の処理業務に加え、新たに発生する災害廃棄物を処理するため、人員が不足することも考えられます。その場合、被災の状況を踏まえた上で、環境部の環境政策課、下水道課、その他の部署に人員を依頼、確保します。

なお、発災の時間帯により職員の参集状況が思わしくない場合は、代理の総括責任者を置く等の対応が必要になることから、平常時には様々な場面を想定して組織体制を構築できるよう関連部局等との連携強化を推進します。（災害対策本部の組織体制や清掃班の業務分掌は巻末資料 P16,17 参照）

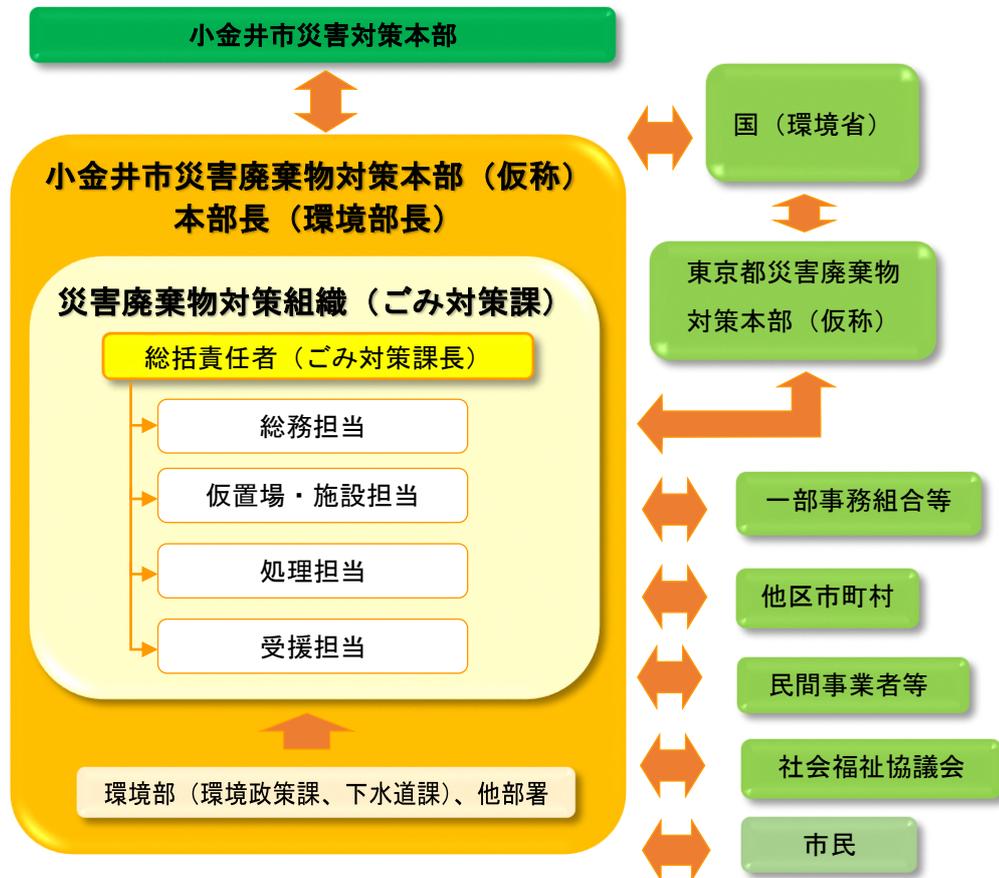


図 2-1 災害廃棄物処理に関する組織体制（案）

第2節 協力体制の構築

平常時において、国や都との連携体制、他の自治体（近隣及び遠隔地の自治体）、民間事業者等との協力支援体制を構築します。

1. 国及び都との連携

国や都との連携体制を構築し常に災害廃棄物に関する最新情報を得るようにします。また、被害が甚大な場合、都に災害廃棄物処理の事務委託を行うことがあります。（都への事務委託の詳細は巻末資料 P18 参照）

2. 一部事務組合等との連携

一部事務組合及びその構成市とともに、災害廃棄物に関する協議を進め、共同処理のための連携体制を構築します。

3. 他の自治体、民間事業者等との協定

災害廃棄物を速やかに処理するため、近隣及び遠隔地の自治体や民間事業者等と災害廃棄物の処理や物資の提供等に関する協定を締結するよう努めます。

4. 災害ボランティア活動の支援体制づくりの推進

発災後のニーズに即したボランティア活動が展開できるよう、小金井市社会福祉協議会や東京都との連携を強化するとともに、ボランティア活動の支援体制や役割づくりを進めます。

5. 市民との協力体制

発災の時間帯によっては、職員の参集が迅速にいかない場合があるため、ごみゼロ化推進員をはじめとした市民との協働を図り、役割分担を明確にして初期対応に当たれるよう、柔軟な組織及び協力体制の構築を進めます。

6. 広域連携体制の構築

大規模な災害の発生に備え、広域連携体制の構築を進めます。（広域連携体制案は巻末資料 P18 参照）

第3節 し尿の処理の検討

平常時においては、避難者数をあらかじめ予測したうえで、避難所の位置や仮設トイレ（以降、全てマンホールトイレ含む）の備蓄数を把握するなど、適正な収集体制を検討します。発災時には、多量の収集車両が必要になることがあり、公共下水道等の生活排水処理施設が使用できなくなることも想定されるため、これらの状況にも耐えられるよう、対応方法を検討します。（し尿収集必要量、仮設トイレ必要設置基数は巻末資料 P10 参照）

（1）仮設トイレの備蓄等

要配慮者に配慮したトイレ（洋式トイレ等）の備蓄に努めます。また、強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保します。また避難所となる公共施設について、マンホールトイレが設置できるよう設備改修について関係部署と協議を行います。

（2）仮設トイレ不足の場合の対応

平常時においては、他の区市町村や民間事業者等と仮設トイレの提供に関する協定を締結し、発災時に仮設トイレが不足する場合に備えます。

（3）簡易トイレの備蓄

平常時において、各家庭及び施設等に簡易トイレの備蓄を推進するよう、広報活動による啓発及び協力を呼びかけます。

第4節 仮置場候補地の検討

1. 仮置場候補地の検討

平常時において、仮置場候補地の検討を進めます。膨大な量の災害廃棄物を迅速に処理するためには、早期の仮置場の設置が必要となります。仮置場の分類は表 2-1 のとおりです。

表 2-1 仮置場の分類

分類	役割・特徴
緊急仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時の収集が出来ない場合やごみ集積所の利用が困難な場合、その体制が整うまでの緊急措置として設置する。 ・ 原則、被災者（支援ボランティアを含む）が、自ら災害廃棄物を搬入することができる仮置場とする。 ・ 被災後できるだけ速やかに、被災現場に近い場所に設置し、数ヶ月間に限定して受け入れる。 ・ 路上などに排出された災害廃棄物を早急に撤去するために、一次仮置場が整備されるまでの間は、必要に応じ本市による搬入も行う。 ・ この後の処理や一次仮置場への搬入を考慮し、できる限り分別することが望ましい。
	設置時期・使用期間
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災直後に設置 ・ 住民の片付けが終わるまでの数ヶ月設置
分類	役割・特徴
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に本市委託業者や家屋解体事業者等が搬入する。災害廃棄物の前処理（粗選別、破碎等）を行い、二次仮置場や中間処理施設へ積み替える拠点としての機能を持つ。 ・ 被災現場や緊急仮置場から災害廃棄物を一次仮置場に集積した後、手作業、重機作業により粗選別を行う。 ・ 被災者が直接、災害廃棄物を搬入することも可能とする。 ・ 二次仮置場整備や搬入状況により、順次廃止する。 ・ コンクリートがら、木くず、可燃物、不燃物等、一次仮置場の所定の分別方法に基づき分別して搬入する必要がある。
	設置時期・使用期間
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災後 3 日以内に設置 ・ 災害廃棄物処理が完了するまで設置（一年以上に及ぶことがある）
分類	役割・特徴
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一次仮置場での処理が不十分である場合や一次仮置場の能力が不足している場合、必要に応じて設置する。 ・ 各仮置場からの災害廃棄物を集積し、破碎、選別等の処理を行い、焼却施設や再資源化施設への搬出拠点として設置する。 ・ 再資源化された資源物を保管する機能を持つ。 ・ 二次仮置場は甚大な被害が発生し、多量の災害廃棄物が発生した場合に設置するもので、他の自治体との広域での設置を検討するとともに、二次仮置場、仮設破碎機・仮設焼却炉等の設置を都に委託することも検討する。
	設置時期・使用期間
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害が甚大な場合、被災後数ヶ月以内に設置 ・ 中間処理された再生資材を全て搬出するまで設置（一年以上に及ぶことがある）

参考：災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月 環境省）

2. 仮置場必要面積

小金井市では災害廃棄物発生量が約 25 万 t 見込まれ、それによる仮置場の必要面積は約 69 千㎡となります。(仮置場の面積やレイアウトについては巻末資料 P12～14 参照)

第5節 職員への教育訓練等

本計画に基づき発災後に迅速かつ適切に災害廃棄物処理を実施するため、業務を担当する関係職員への教育訓練等を実施します。訓練等を実施する際は、関係団体等にも参加を求め、平常時から担当者間の連携強化を図ります。実施後は、本計画や災害廃棄物対策マニュアルを検証し、必要に応じて見直しを行います。

表 2-2 主な研修・訓練

項目	対象	実施時期	実施内容
初任者研修	関係職員新任者	年度当初	・本計画の内容周知 ・基礎的な知識の習得
定期研修	ごみ対策課	随時	・本計画の再確認 ・他団体の事例確認 ・視察 ・その他
情報伝達訓練	ごみ対策課と関係団体	随時	・協定内容の再確認 ・各団体の状況確認 ・要請手順の確認
市民を交えたワークショップ	ごみ対策課とごみゼロ化推進員、自治会等の市民	随時	・DIG（災害図上訓練） ・HUG（避難所運営ゲーム） ・その他

第6節 災害廃棄物対策マニュアルの作成、整備

本計画の内容を踏まえて、実際の発災時の行動を定めた、災害廃棄物対策マニュアルを整備する必要があります。災害廃棄物対策マニュアルには、災害廃棄物の発生量の推計方法、仮置場の設置・管理方法、危険物や有害物の扱い方、避難所でのごみ・し尿の発生量や処理等について、具体的な内容を記述します。

第3章 初動期（発災後約1か月まで）

第1節 発災から24時間まで

1. 災害廃棄物処理に関する組織の設置

小金井市災害対策本部の決定により、小金井市災害廃棄物対策本部（仮称）を設置します。また、総括責任者の指揮のもと、職員の参集状況に応じて役割分担を決定し、速やかに災害廃棄物処理体制に移行するよう努めます。

2. 災害廃棄物に関する情報収集

災害廃棄物の処理実施にあたって処理方針を決定するため、国や都、災害対策本部等からの情報について、災害廃棄物対策組織（ごみ対策課）において一元管理するとともに、環境部等関係部署と情報共有します。

また、これらの情報は、被災状況が明らかになるにつれて、刻々と更新されるため、常に最新の情報を収集、把握し、その発信日時を明確にするとともに、可能な限り得られた情報の正確性を裏付ける情報も併せて整理します。

3. 避難所の開設に伴う仮設トイレの設置

（1）状況把握

避難所の位置・箇所数の把握、仮設トイレ必要人数、仮設トイレ必要基数の把握、仮設トイレの備蓄数の確認等の情報収集に努めます。

（2）仮設トイレの設置

情報収集による状況把握に基づき避難所開設時に仮設トイレの設置方法や設置場所等について検討し、速やかな設置（トイレットペーパー、消毒用・防臭用薬剤や清掃用品、照明設備等の資器材設置を含む）を目指します。

避難所となる公共施設について、マンホールトイレが使用できるような場合は、市下水道課の協力を得て早急に使用できるよう努めます。マンホールトイレが設置できない場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置します。

第2節 発災から48時間ないし72時間まで

1. 仮置場の設置

発災から可能な限り3日以内に仮置場を設置します。なお、仮置場候補地は以下の選定における留意点を考慮して選定します。

また、仮置場でのトラブル等を回避するため、仮置場の運営に当たっては一定のルールに則って運用します。（仮置場運営の留意点については巻末資料 P12 参照）

(1) 仮置場の選定における留意点

仮置場の選定における留意点を以下に示します。

表 3-1 仮置場の選定における留意点

留意点	・ 仮置場候補地は、避難所など仮置場以外の用途に使用される可能性があるため、災害対策本部と調整して選定します。
	・ 重機による選別作業、簡易破碎機の導入等を考慮し、できる限り広い面積を確保します。
	・ 災害廃棄物の主たる発生地の予測が困難なため、できる限り分散させるように選定します。
	・ 大型車両の搬出入があるため、周辺に一定の幅（4m（片側車線）ないし 6m（対面通行）以上）の道路が必要であり、できる限りコンクリートまたはアスファルト敷の場所を選定します。
	・ 長期間利用できる場所を優先して選定します。
	・ 公有地だけでは足りない場合は、民有地を利用することも検討します。
	・ 周辺住民、環境への影響が大きい地域はできるだけ避けます。
	・ 土壌汚染の恐れがあるため、農地はできるだけ避けます。
・ 水害による災害廃棄物は、汚水を発生する恐れがあることから水源に留意し、近接する場所は避けます。	

(2) 仮置場の設置及び運営

使用期間が1年以上に及ぶことが想定されるため、遊休地や公共グラウンド、駐車場等の長期にわたって使用できる平坦な場所で、多量の災害廃棄物を運搬するため、幹線沿いや幹線に近い場所が適切です。あらかじめ、仮置場候補地のリストを作成しておき、発災後にその状況に応じて速やかに場所を選定、設置します。豪雨災害の二次災害として水害が発生する可能性を考慮すると、河川敷は避けるべきですが、多量の水が引いた後の河川敷も仮置場とする場合もあります。

仮置場の設置が遅れると、指定以外の近隣公園などに災害廃棄物が置かれはじめ、数日で膨大な量が持ち込まれる事態が考えられます。可能な限り発災後3日以内に仮置場を指定し、発生する災害廃棄物をできる限り速やかに仮置場に集積することとします。

なお、仮置場の運営は基本的には市の職員が行いますが、被災状況により民間事業者への委託も検討します。

(3) 仮置場の選定から供用開始、返還までの流れ

仮置場の選定から供用開始、返還までの流れを以下の通りとします。

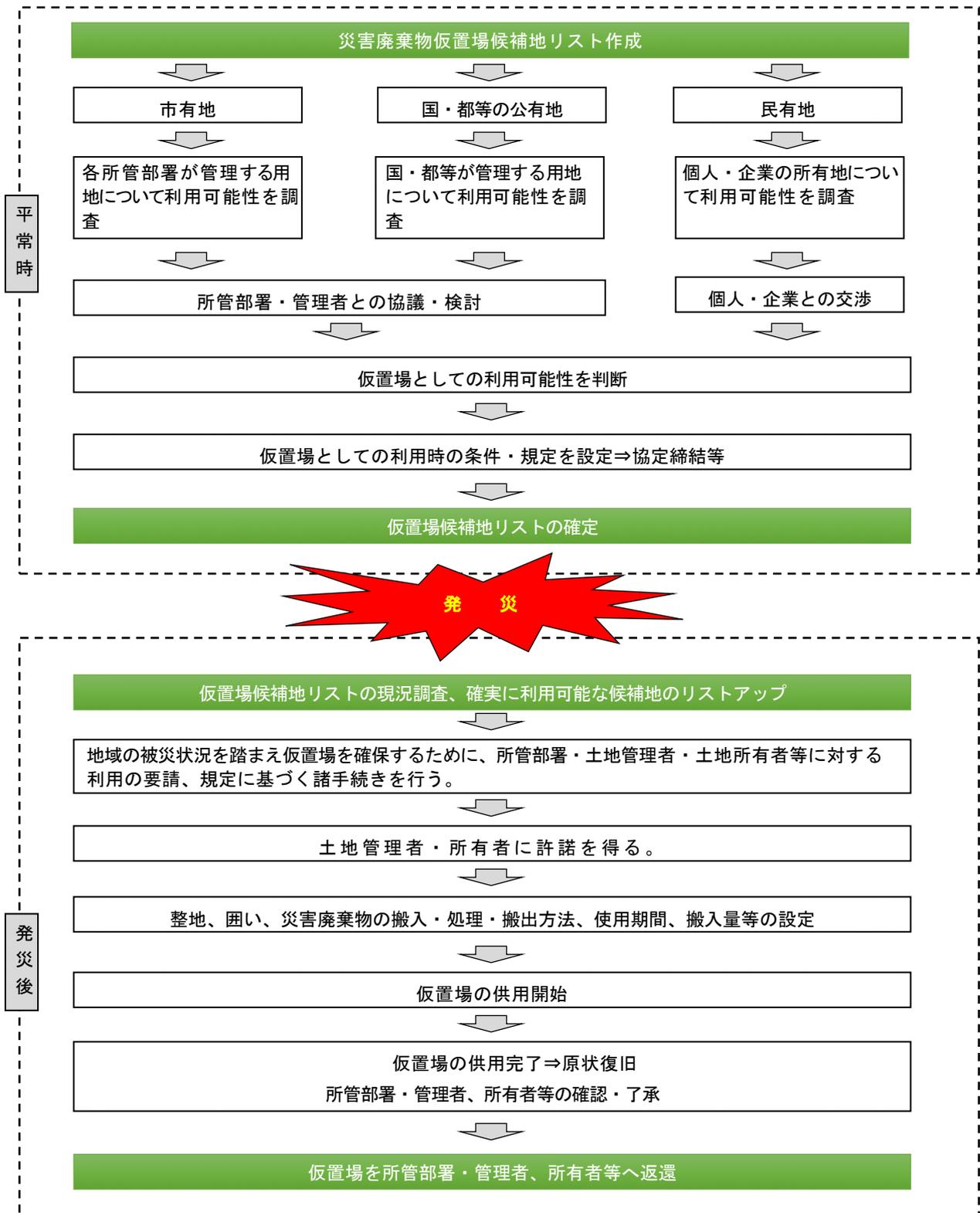


図 3-1 仮置場の選定から供用開始、返還までの流れ

(4) 仮置場の設置例

仮置場（一次仮置場）では、災害廃棄物をできるだけ分別して集積します。分別の徹底は、処理期間の短縮、最終処分量や処理費用の削減に繋がることから、作業員を配置し分別案内・指導等を行います。（仮置場のレイアウト案については巻末資料 P14 参照）



一次仮置場の設置例



出典：災害廃棄物初動対応の要点：生活ごみと仮置場を中心に(国立環境研究所 平成 30 年 7 月)

図 3-2 仮置場の設置例

2. 生活ごみ、避難所のごみ、し尿の収集・処理

(1)生活ごみの収集

発災後の一般家庭の生活ごみについては、災害廃棄物とならないため、可能な限り平常通りの収集としますが、被災の状況に応じて、分別区分や収集頻度を変更する等、収集方法等を含め検討します。また、道路の被災状況等により著しく収集効率が低下した場合は、一部事務組合等と協議し、可能な場合は早朝・夜間収集等により対応します。(生活ごみの収集に関する留意点は巻末資料 P19 参照)

(2)避難所ごみの分別

発災時でも分別を行うことが、その後の処理をよりスムーズにし、早期の復興に寄与すると考えられるため、避難所においても可能な限り平常時と同様の分別区分で排出を行えるよう、対応を検討します。

ただし、発災直後、避難所は混乱していると考えられ、平常時のごみ分別が困難なことが予想されるため、被災状況、避難者数を考慮し、避難所ごみの分別区分を決定します。(避難所ごみの分別に関する留意点は巻末資料 P19 参照)

(3)避難所ごみの収集

避難所の環境衛生保全のため、速やかに避難所のごみの収集を開始するよう、あらかじめ収集体制、避難所人口や避難所の位置を考慮した収集ルート、また処理施設の位置までの搬送ルートを構築します。

被災状況によっては、平常時の収集体制での対応が困難となることも想定されるため、必要に応じて他市町村等へ支援要請を行い、支援車両等による収集も行います。

(4)し尿処理

① 仮設トイレ等のし尿収集

マンホールトイレを除く仮設トイレ等設置避難所等のし尿収集については、あらかじめ協定を締結してある本市委託収集業者が、また場合によってはそれ以外の一般廃棄物収集運搬業許可業者が行います。

被災状況によって収集運搬車が不足する場合は、近隣自治体、都及び関連団体に支援を要請します。

② し尿処理

平常時のし尿処理については大部分が公共下水道で、また一部、湖南衛生組合し尿処理施設で行われています。災害時に下水道が寸断された場合は、東京都下水道局が指定する水再生センター(北多摩一号水再生センター)で処理することになり、「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」に基づき、処理を行います。

表 3-2 し尿処理に関する協定等

協定等の名称	相手先	内容
災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	東京都下水道局 流域下水道本部	し尿処理への協力
災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書	株式会社調布清掃	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協力
災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書	志賀興業株式会社	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協力
災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書	株式会社加藤商事	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協力

3. 災害廃棄物発生量の推計

発災後の被害棟数等のデータから災害廃棄物発生量を推計します。（災害廃棄物発生量に関しては巻末資料 P6 参照）

4. 支援の要請、広域体制の確認

災害の規模が甚大な場合、平常時に検討した支援体制を確認するとともに広域体制に移行します。

5. 市民への広報

市民に対して、以下のような災害廃棄物処理に関する必要な情報を速やかに伝達できるよう、様々な情報伝達方法等を検討し、広報を行います。

- ・ 発災後のごみの分別・収集方法・収集頻度
- ・ 避難所について（ごみの分別、仮設トイレの設置）
- ・ 災害廃棄物の収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物・フロン含有廃棄物の排出方法等）
- ・ 住民が持込みできる集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
- ・ 仮置場候補地や利用方法
- ・ 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止 など

表 3-3 情報伝達方法（例）

情報伝達方法	内容
デジタル媒体	インターネット、SNS（市ホームページ、ツイッター、ごみ分別アプリ等）
アナログ媒体	紙媒体：市報、自治会だより、パンフレット 掲示物：ポスター、広報掲示板
マスメディア	新聞（地方欄）、ケーブルテレビ、ラジオ
説明会・講座等	学校、事業所、自治会、管理組合等への出張講座
その他	ごみゼロ推進員などを通じた広報等

6. 不法投棄対策

発災時の混乱に乗じての、宅地や空き地、仮置場への不法投棄、便乗ごみの対策を行います。

特に、一次仮置場については、作業員を配置するなど管理を十分に行い、不法投棄を未然に防ぐための対策を講じます。

第3節 発災後1か月まで

1. 災害廃棄物処理実行計画の策定

災害の初動対応終了後、実際に発生した災害による被災状況、災害廃棄物量等に応じて、災害廃棄物の処理方法・処理体制等を定めるため、「災害廃棄物処理実行計画（以下、「実行計画」という。）」を策定します。実行計画の記載事項は概ね下記の通りとなり、処理スケジュールについては、本計画の発災前後の業務の流れ（P5参照）に基づき、実際の被害状況を踏まえて策定します。また、災害廃棄物の処理フローについても図 3-3 を参考に災害廃棄物の発生状況により策定します。

災害廃棄物処理実行計画の記載事項（例）

第1節 計画の基本的事項

1. 実行計画策定の目的
2. 計画の位置づけ
3. 役割分担
4. 災害廃棄物処理に関する基本方針
5. 被災状況及び処理見込量
6. 分別及び処理方法
7. 処理期間

第2節 処理計画

1. 集積計画

2. 運搬計画

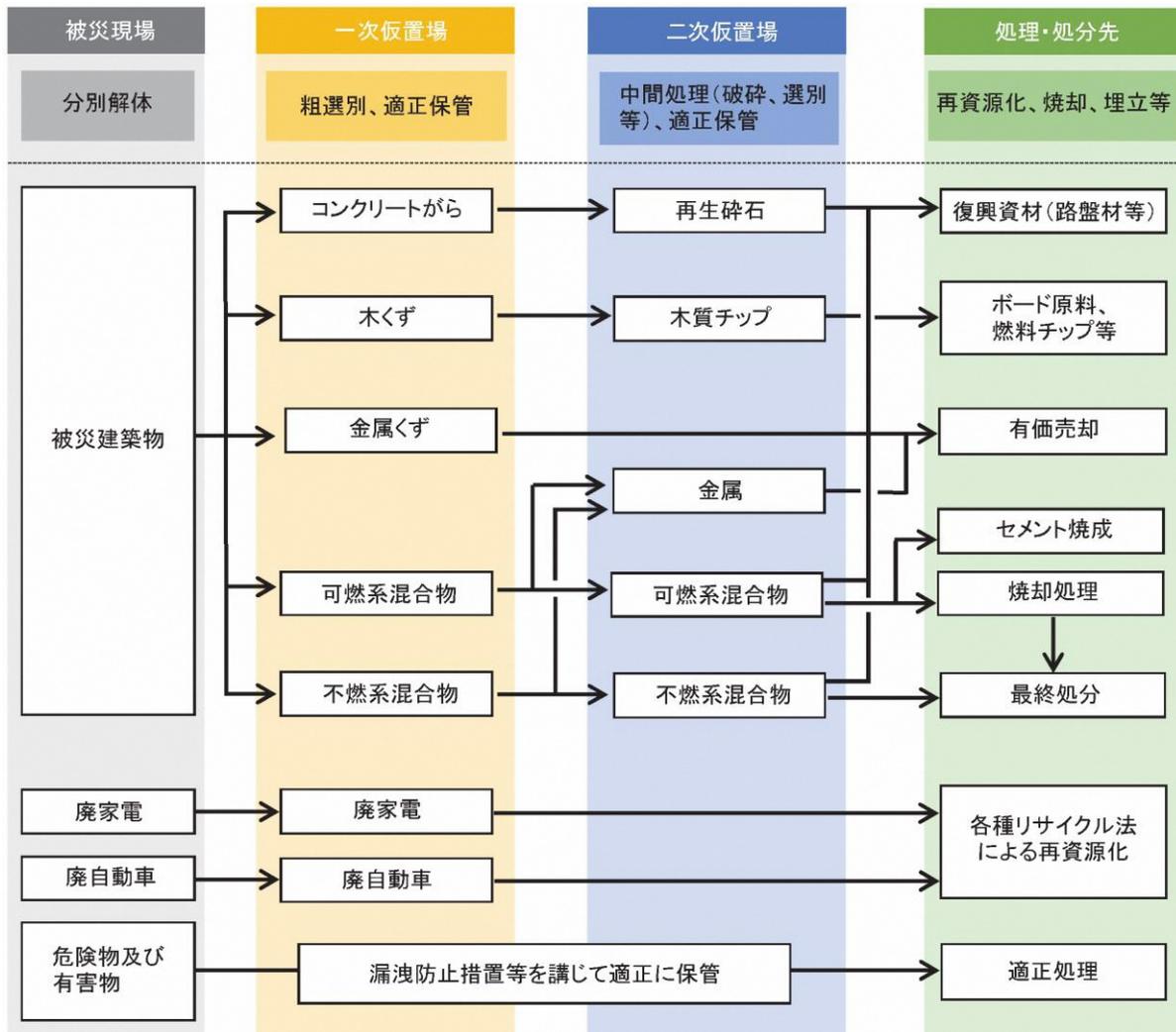
3. 受入基準

4. 作業計画

第3節 処理スケジュール

第4節 計画の見直し

第5節 処理フロー



出典：東京都災害廃棄物処理計画（平成29年6月 東京都）

図 3-3 処理フロー（案）

(参考) 災害廃棄物の種類

コンクリートがら		
木くず		
金属くず		
可燃系混合物		
不燃系混合物		

出典：東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月 東京都）

2. 補正予算編成及び補助金導入の検討

災害の規模を把握するとともに、災害廃棄物処理費用を算定し、場合により補正予算を編成します。また、災害廃棄物処理費や被災家屋の解体費等の補助金確保に向けて備えることとします。

3. 災害廃棄物処理の進捗管理

発災後、災害の規模や被災状況等に応じて、災害廃棄物処理等の短期目標を設定し、逐次その達成状況を把握、検証しながら継続的に改善します。実行計画を策定後も、引き続き短期的目標を設定して行動し、継続的に業務を改善していきます。また、その結果等を踏まえ、随時実行計画の見直しを行います。写真撮影を含め、こまめに情報を記録するようにします。

第4章 応急対策期～災害復旧・復興期

第1節 災害廃棄物処理実行計画の見直し

1. 災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直し

初動期に算定した災害廃棄物発生量を最新の数値に見直すとともに、処理しなければならない災害廃棄物量を要処理量として把握します。また、各処理施設の復旧見込み時期や稼働状況を踏まえながら処理可能量をも見直しを行います。

2. 処理スケジュール・処理フローの見直し

災害廃棄物の発生量等の見直しと共に、初動期に作成した処理スケジュールや処理フローを見直します。また、災害廃棄物処理の迅速化を目指し、場合により一次仮置場に移動式破砕機（簡易破砕機）を導入することを検討します。（移動式破砕機の設置の流れに関しては巻末資料 P22 参照）

3. 組織体制、協力体制の見直し

初動対応での組織体制を本格的な災害廃棄物処理体制に移行させます。また、国・都・関係機関等との協力関係も本格的な体制に移行させます。特に被害が甚大な場合は、近隣市と協力して災害廃棄物処理を行うとともに、都への事務委託により処理を広域化することも考えます。

災害復旧・復興期には、災害廃棄物の処理状況を鑑みて、徐々に平常時の組織体制に移行させます。

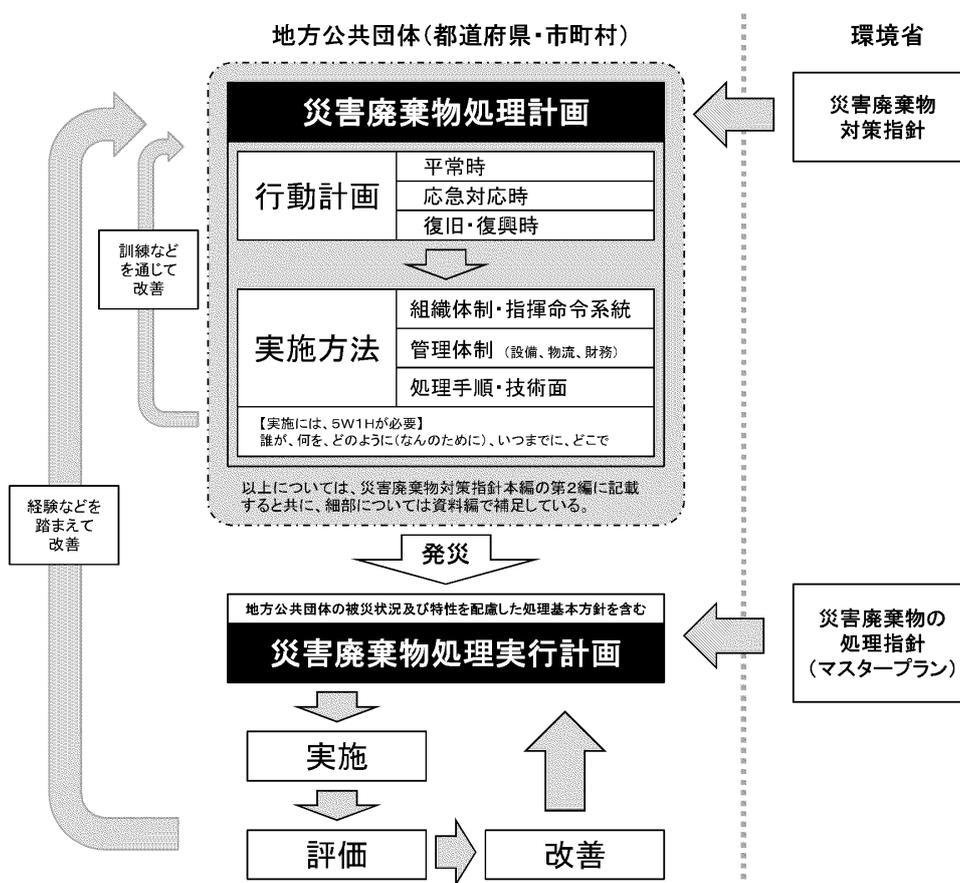
4. 仮置場の見直し、閉鎖・返還方法の検討

初動期に設置した仮置場は、その後の災害廃棄物の発生状況や処理状況を鑑みて、最適な状況となるよう見直しを行います。多数指定した場合は、民間事業者の処理能力などを利用するとともに、処理効率を上げるため、できる限り集約するよう努めます。

また、復旧復興期には、仮置場を閉鎖及び返還する必要があるため、原状復旧方法や返還時期等を検討します。

5. 災害廃棄物処理実行計画の見直し手順

計画の見直し手順を図 4-1 のとおりとします。



出典：災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月 環境省）

図 4-1 災害廃棄物処理実行計画の見直し手順

第 2 節 被災家屋の解体撤去

通常、家屋の解体費用は補助対象外となっていることから、住宅の解体撤去は、被災者に支給される生活再建支援資金等による自己負担を原則としますが、大規模災害発生時には、市単独では対応できない場合があるため、国による特別措置について速やかに都や国と協議します。国による特別措置により、国庫補助による解体費用の負担が認められた場合は、本市の事業として実施します。（解体・撤去の詳細は巻末資料 P20 参照）

第 3 節 国庫補助金業務

国庫補助には、災害等廃棄物処理事業費、廃棄物処理施設災害復旧費の二つがあります。平常時において、補助対象の範囲を十分に把握した上で、実際の災害に適応さ

せます。

詳細は「災害関係業務事務処理マニュアル 第4節 4. 災害等廃棄物処理事業とは」を参考とします。

第4節 災害廃棄物処理の進捗管理

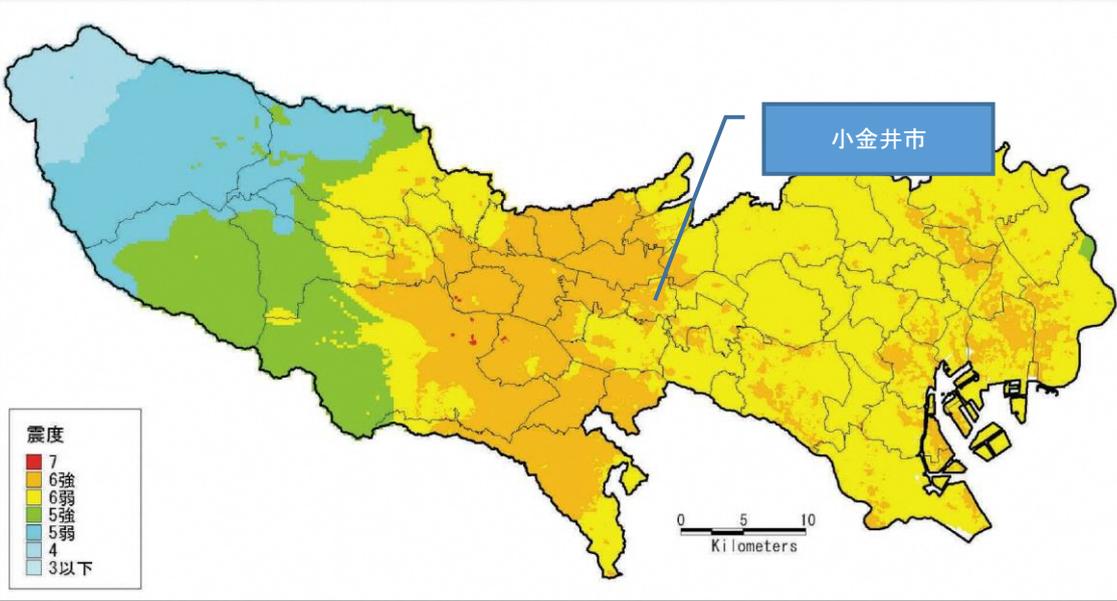
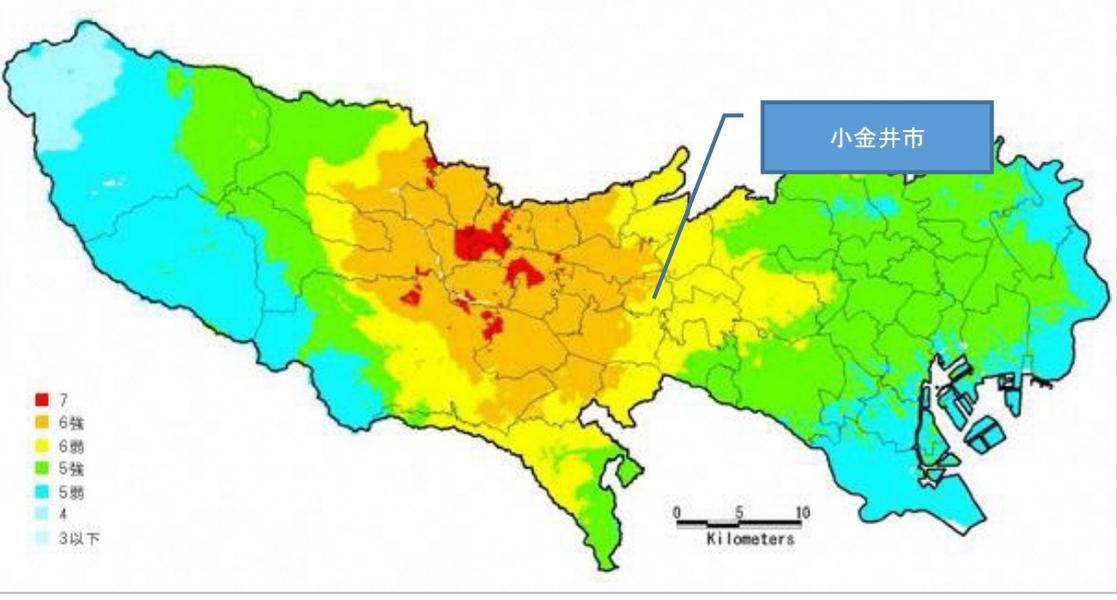
災害廃棄物に関する市民への広報、国庫補助金事務等を引き続き実施するとともに、災害廃棄物処理の完了時期を見据えながら、災害廃棄物処理状況や業務の進捗状況等の進行管理を行います。

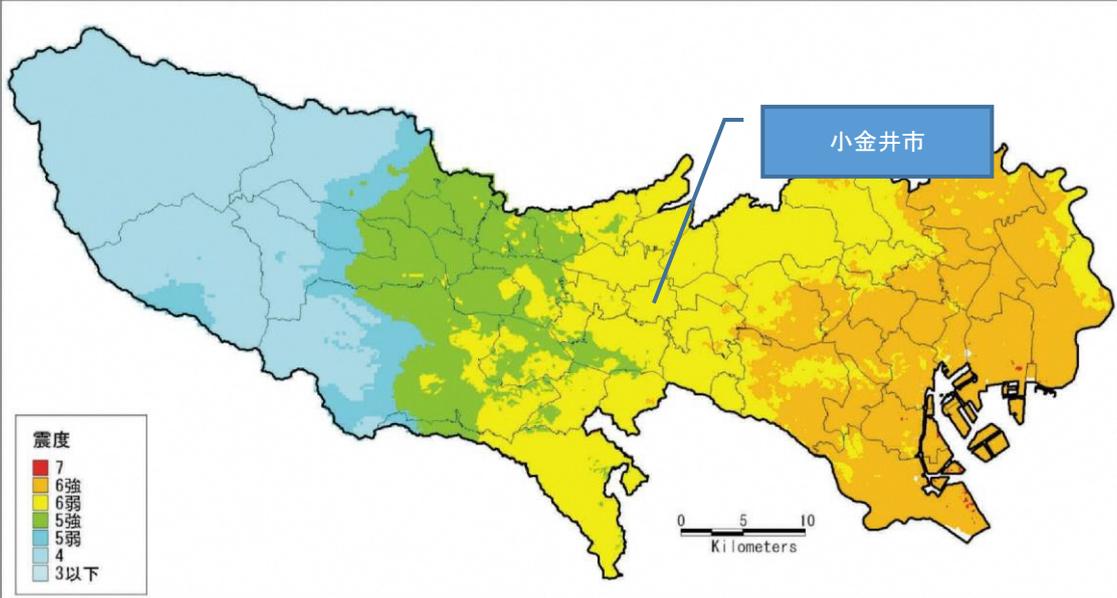
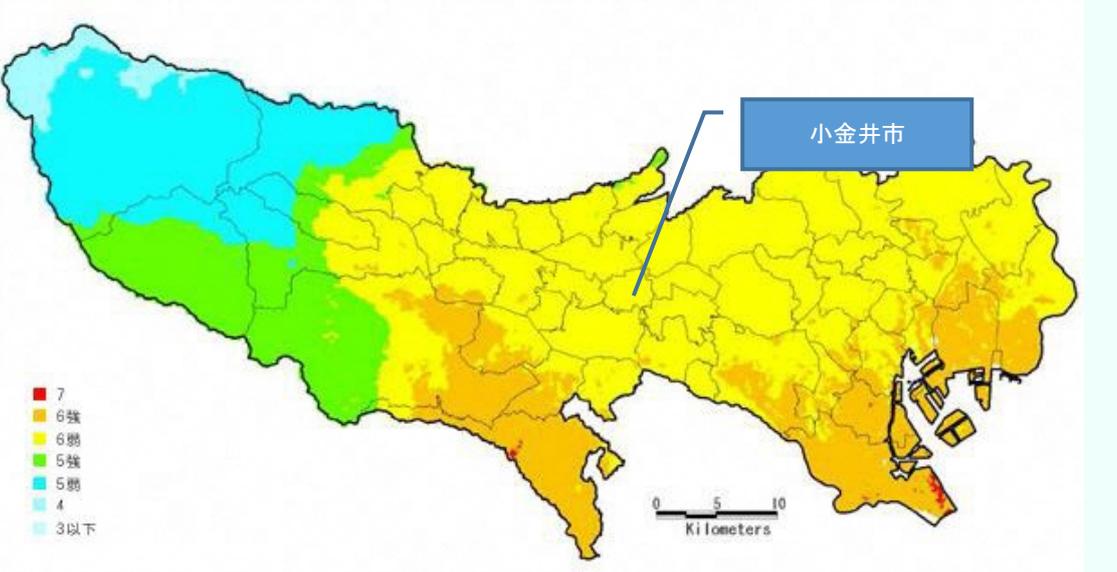
< 巻末資料 > (案)

1. 対象とする災害	1
1) 対象とする災害	1
2) 災害廃棄物の種類別の発生状況.....	5
3) 地震災害に関する被災状況.....	5
2. 災害廃棄物発生量の推計.....	6
1) 被災家屋からの災害廃棄物発生量.....	6
2) 粗大ごみ発生量	7
3) 避難所における生活ごみ発生量.....	8
3. し尿収集必要量、仮設トイレ必要設置基数.....	10
1) し尿収集必要量	10
2) 仮設トイレ必要基数.....	10
4. 仮置場.....	12
1) 仮置場運営の留意点.....	12
2) 仮置場の面積.....	12
3) 仮置場のレイアウト.....	14
4) 仮置場の環境モニタリングにおける留意点	15
5. 組織体制の構築	16
1) 災害対策本部の組織体制 (例)	16
2) 清掃班の業務分掌 (案)	17
6. 都への事務委託、広域連携体制.....	18
1) 本市から都への事務委託スキーム	18
2) 広域連携体制 (案)	18
7. 生活ごみ、避難所ごみの分別の留意点.....	19
1) 生活ごみの収集に関する留意点.....	19
2) 避難所ごみの分別例及び留意点.....	19
8. 被災家屋の解体撤去	20
1) 解体撤去の実施手順 (案)	20
2) 被災家屋の解体の主な留意点	21
3) 石綿含有建材が含まれる家屋の確認	21
9. 移動式破砕機の設置	22

1. 対象とする災害

1) 対象とする災害

区分	内容
地震 災害	<p data-bbox="322 443 1129 479">・多摩直下地震（M7.3、最大震度6強）による家屋の倒壊・火災</p>  <p data-bbox="344 927 459 1097">震度 7 6強 6弱 5強 5弱 4 3以下</p> <p data-bbox="995 1016 1139 1061">0 5 10 Kilometers</p>
	<p data-bbox="322 1232 1158 1267">・立川断層帯地震（M7.4、最大震度6強）による家屋の倒壊・火災</p>  <p data-bbox="344 1688 459 1859">7 6強 6弱 5強 5弱 4 3以下</p> <p data-bbox="995 1800 1139 1845">0 5 10 Kilometers</p>

区分	内容
	<p>・東京湾北部地震（M7.3、最大震度）による家屋の倒壊・火災</p> 
	<p>・元禄型関東地震（M8.2、最大震度）による家屋の倒壊・火災</p> 
風水害・土砂災害	特別警報基準に達するような災害規模の台風・竜巻による被害や豪雨被害、河川氾濫、土砂災害等。（なお、浸水は主に次ページの防災ハザードマップに示す位置で起こりやすい）
火山噴火	富士山等の噴火による降下ばいじんによる被害。富士山の噴火により本市でも2～10cm程度の降下ばいじんが積もると見られています。



出典：小金井市防災マップ（平成30年7月 小金井市）

図1 本市の浸水予想区域図

浸水深の色の見方	浸水深	水深の目安
	5.0m	2階の軒下までつかる程度
	2.0m	1階の軒下までつかる程度
	1.0m	1階の床上までつかる程度
	0.5m	1階の床下までつかる程度

凡例	市役所(災害対策本部) City Hall (Emergency Management Headquarters) 市政庁	消防署・消防出張所 Fire Station / Branch Fire Station 消防署/消防出張所
Legend	警察署 Police Station 警察署	消防団詰所 Fire Fighting Reserve Corps Station 消防団詰所
凡例	交番 Koban (Police Box) 派出所	急傾斜地崩壊危険箇所 Landslide Hazardous Spot 急傾斜地崩壊危険箇所
범례	医療拠点病院 Medical Base Hospital 医療拠点病院	地下施設(アンダーパス) Underground Facility (Underpass) 地下施設

浸水予想区域図とは

この地図は「野川、仙川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図」(石神井川及び白子川流域浸水予想区域図)(都庁型水害対策連絡会作成)を使い、平成12年9月に発生した東海豪雨(総雨量589mm、時間最大雨量114mm)規模の非常に激甚な大雨が降った場合に、浸水が予想される区域と想定される水深を表したものです。

ご注意ください!

降雨状況によっては、想定される水深以上の浸水や浸水想定区域以外の浸水が起こる恐れがあります。また近年の局地的な豪雨では、下水道があふれることにより思わぬ浸水を起こすことがあります。

急傾斜地崩壊危険箇所とは

傾斜30°以上、高さ5m以上の斜面で、がけ崩れが発生した場合に人家などへの被害のおそれがある箇所を指します。

こんな現象を、見たら「聞いたら」、早めの避難

- 地鳴りがする
- 腐った土のにおいがする
- がけに割れ目が見える
- がけや斜面から水が湧き出た、ふき出す
- 地面にひび割れができる
- 家や擁壁に亀裂が入る
- 家や擁壁、樹木や電柱が傾く
- がけから小石がバラバラと落ちる

前兆現象に気を配り、危険を感じたら安全な場所に避難しましょう。

2) 災害廃棄物の種類別の発生状況

災害の種類	内容
地震	倒壊家屋中心、家屋解体時に排出
浸水（河川氾濫）	家財家具が中心、被災者の片付けにより排出
土砂災害	大量の土砂岩石が混合
竜巻	混合廃棄物が散乱
火山噴火	噴火活動終息まで処理着手困難

参考：災害廃棄物処理の実際（平成 27 年度 国立環境研究所）

3) 地震災害に関する被災状況

地震災害に関する被災状況を以下に示します。本計画で対象とするのは、4つの地震災害のうち最大の被害（最大の災害廃棄物量）を生ずる、多摩直下地震とします。

詳細は「首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 4 月 18 日 東京都防災会議）」を参考とします。

小金井市災害被害予想			単位	多摩直下地震	立川断層帯地震	東京湾北部地震	元禄型関東地震
ゆれ・液状化、急傾斜地崩壊による建物被害	原因別建物全壊棟数	ゆれ	棟	723	643	223	203
		液状化	棟	0	0	0	0
		急傾斜地崩壊	棟	2	2	2	2
		計	棟	725	645	224	205
	原因別建物半壊棟数	ゆれ	棟	2,510	2,566	1,874	1,752
		液状化	棟	0	0	0	0
急傾斜地崩壊		棟	5	5	4	4	
計		棟	2,515	2,571	1,879	1,756	
火災延焼による建物被害	焼失棟数 (風速 8m/s)	(冬18時)	棟	1,974	1,149	270	267
		(冬12時)	棟	370	319	123	120
		(冬5時)	棟	216	190	79	77
	震災廃棄物量						
冬18時 (風速 8m/s)	重量(万トン)	万トン	25	22	11	10	
		体積(万m ³)	万m ³	35	31	16	15
	冬12時 (風速 8m/s)	重量(万トン)	万トン	22	20	10	10
		体積(万m ³)	万m ³	28	27	15	14
	冬5時 (風速 8m/s)	重量(万トン)	万トン	21	20	10	10
		体積(万m ³)	万m ³	28	26	15	14
上下水道被害	上水道断水率	-	42.8%	36.6%	17.7%	32.4%	
	下水道管きよ被害率	-	23.6%	22.5%	20.3%	20.3%	
避難者・帰宅困難者数	冬18時 (風速 8m/s)	避難人口	人	30,495	25,170	12,347	17,044
		避難生活者数	人	19,822	16,361	8,025	11,078
		疎開者人口	人	10,673	8,810	4,321	5,965
	冬12時 (風速 8m/s)	避難人口	人	24,438	21,968	11,744	16,469
		避難生活者数	人	15,885	14,279	7,634	10,705
		疎開者人口	人	8,553	7,689	4,110	5,764
	冬5時 (風速 8m/s)	避難人口	人	23,858	21,469	11,565	16,299
		避難生活者数	人	15,508	13,955	7,517	10,594
		疎開者人口	人	8,350	7,514	4,048	5,705

2. 災害廃棄物発生量の推計

1) 被災家屋からの災害廃棄物発生量

<災害廃棄物発生量の推計方法>

$$\begin{aligned}
 \text{災害廃棄物発生量} &= 1 \text{ 棟当たりの発生量 (木造・全壊)} \times \text{木造全壊棟数} \\
 &+ 1 \text{ 棟当たりの発生量 (木造・半壊)} \times \text{木造半壊棟数} \\
 &+ 1 \text{ 棟当たりの発生量 (非木造・全壊)} \times \text{非木造全壊棟数} \\
 &+ 1 \text{ 棟当たりの発生量 (非木造・半壊)} \times \text{非木造半壊棟数} \\
 &+ 1 \text{ 棟当たりの発生量 (焼失)} \times (\text{焼失棟数})
 \end{aligned}$$

参考：東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月 東京都）

表 1 災害廃棄物発生量

種類	木造 (t)	非木造 (t)	合計 (t)
全壊	39,420	36,140	75,560
半壊	68,494	62,632	131,126
焼失	44,810	-	44,810
合計	152,724	98,772	251,496

表 2 1 棟当たりの発生量

種類	木造 (t/棟)	非木造 (t/棟)
全壊	59.1	623.1
半壊	29.6	311.6
焼失	22.7	-

出典：東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月 東京都）

表 3 被害棟数

種類	木造	非木造	合計
全壊	667	58	725
半壊	2,314	201	2,515
焼失	1,974	0	1,974
被災家屋の非木造割合※		8%	

※地域防災計画より（被災家屋の非木造割合は、地域防災計画にある災害廃棄物量約 25 万トンに合わせるために設定した数値。現状における非木造の割合は 18.4%（非木造 5,024 棟÷全棟数 27,359 棟）である。）

<組成別発生量の推計方法>

$$\begin{aligned}
 \text{災害廃棄物発生量 (組成別)} &= 1 \text{ 棟当たりの発生量 (木造・全壊)} \times \text{木造全壊棟数} \times \text{木造各組成} \\
 &+ 1 \text{ 棟当たりの発生量 (木造・半壊)} \times \text{木造半壊棟数} \times \text{木造各組成} \\
 &+ 1 \text{ 棟当たりの発生量 (非木造・全壊)} \times \text{非木造全壊棟数} \times \text{非木造各組成} \\
 &+ 1 \text{ 棟当たりの発生量 (非木造・半壊)} \times \text{非木造半壊棟数} \times \text{非木造各組成} \\
 &+ 1 \text{ 棟当たりの発生量 (焼失)} \times \text{焼失棟数} \times \text{焼失各組成}
 \end{aligned}$$

参考：東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月 東京都）

表4 組成別割合

種類	木造 (%)	非木造 (%)	焼失 (%)
コンガラ	47.5	85.1	58.9
木くず	20.4	0.5	5.1
金属くず	1.4	7.0	1.7
可燃	3.8	0.9	1.0
不燃	26.9	6.4	33.4

出典：東京都災害廃棄物処理計画（平成29年6月 東京都）

表5 組成別発生量

種類	木造 (t)	非木造 (t)	焼失 (t)	合計 (t)
コンガラ	51,259	84,055	26,393	161,707
木くず	22,014	494	2,285	24,793
金属くず	1,511	6,914	762	9,187
可燃	4,101	889	448	5,438
不燃	29,029	6,420	14,922	50,371
合計	107,914	98,772	44,810	251,496

2) 粗大ごみ発生量

<粗大ごみ発生量の推計方法>

$$\text{一時的な粗大ごみ発生量} = (\text{全壊戸数} + \text{半壊戸数} \times 0.6) \times \text{発生原単位} (1.03 \text{ t})$$

参考：阪神淡路大震災時の粗大ごみ発生量資料（平成8年 神戸市）

表6 粗大ごみ発生量（家電4品目含む）

種類	発生量 (t)
全壊	747
半壊	1,554
合計	2,301

<廃家電発生台数の推計方法>

$$\begin{aligned} \text{廃家電発生量} = & 1 \text{ 世帯当たりの台数 (冷蔵庫)} \times (\text{全壊棟数} + \text{半壊棟数}/2) \times 1 \text{ 棟当たりの世帯数} \\ & + 1 \text{ 世帯当たりの台数 (洗濯機)} \times (\text{全壊棟数} + \text{半壊棟数}/2) \times 1 \text{ 棟当たりの世帯数} \\ & + 1 \text{ 世帯当たりの台数 (エアコン)} \times (\text{全壊棟数} + \text{半壊棟数}/2) \times 1 \text{ 棟当たりの世帯数} \\ & + 1 \text{ 世帯当たりの台数 (テレビ)} \times (\text{全壊棟数} + \text{半壊棟数}/2) \times 1 \text{ 棟当たりの世帯数} \\ & ※1 \text{ 世帯当たりの台数は半壊の場合、全壊の } 1/2 \text{ とする。} \end{aligned}$$

参考：東京都災害廃棄物処理計画（平成29年6月 東京都）

表7 廃家電発生量（家電4品目）

種類	1世帯 当たり 台数	木造				非木造				総合計 (台)
		全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)	小計 (台)	1棟当たり の世帯数 (世帯)	全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)	小計 (台)	1棟当たり の世帯数 (世帯)	
冷蔵庫	1.1	667	2,314	2,408	1.2	58	201	1,064	6.1	3,472
洗濯機	1.0			2,189				967		3,156
エアコン	2.8			6,129				2,707		8,836
テレビ	1.9			4,159				1,837		5,996
合計	-	-	-	14,885	-	-	-	6,575	-	21,460

表8 住宅別の世帯数の算出

種類	住宅棟数 (棟)	床面積 (㎡)	1棟当たり面 積 (㎡)	1戸当たり面 積 (㎡)	1棟当たり世帯 数 (世帯)	棟数割合
木造専用住宅	17,661	1,825,137	103	103	1.0	88%
木造共同住宅	2,296	388,761	169	66	2.6	12%
木造住宅平均	-	-	-	-	1.2	-
非木造住宅※	4,257	1,703,056	400	66	6.1	100%

備考：データは平成25年小金井市統計より
共同住宅1戸当たりの面積を66㎡とする（東京都実績）
※全て共同住宅とする

<廃家電発生量の推計方法>

廃家電発生量＝台数（冷蔵庫）×1台当たりの重量※
＋台数（洗濯機）×1台当たりの重量※
＋台数（エアコン）×1台当たりの重量※
＋台数（テレビ）×1台当たりの重量※

※廃棄物処理法に基づき産業廃棄物処分業者が実施している特定家庭用機器廃棄物の処理実態について（平成18年度 経済産業省）

表9 廃家電の発生量（重量）

種類	合計（台）	1台当たりの 重量(kg)※	総発生量 (t)
冷蔵庫	3,455	63	218
洗濯機	3,141	39	122
エアコン	8,796	40	352
テレビ	5,968	23	137
合計	21,360		829

3) 避難所における生活ごみ発生量

<避難所の生活ごみ発生量推計方法>

避難所ごみの発生量＝避難所人口（人）×発生原単位（g/人・日）
・発生原単位: 25,805 t ÷ 119,238 人 ÷ 365 日 × 1,000,000 = 592.9g/人・日

参考：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）

表 10 避難所の生活ごみ発生量

総人口 (人)	生活ごみ排出量			生活ごみ 原単位 (g/人・日)
	(t/年)	粗大ごみ (t/年)	粗大ごみ除く 生活ごみ (t/年)	
119,238	26,719	914	25,805	592.9

発災後	
避難所人口 (人)	避難所ごみ (t/日)
30,495	18.1

参考：一般廃棄物処理実態調査（平成 28 年度 環境省）

※生活系ごみ搬入量には集団回収含む。

※避難所人口（30,495 人は小金井市地域防災計画より）

3. し尿収集必要量、仮設トイレ必要設置基数

1) し尿収集必要量

<し尿収集必要量の推計方法>

し尿収集必要量＝①仮設トイレ必要人数＋②非水洗化区域し尿収集人口×③1日1人平均排出量

①仮設トイレ必要人数＝避難所人口＋断水による仮設トイレ必要人数

避難所人口：避難所へ避難する住民数

断水による仮設トイレ必要人数※＝（水洗化人口－避難所人口×（水洗化人口／総人口））×
上水道支障率×1/2

（※断水による仮設トイレ必要人数は18,990人と計算されるが、地域計画では、避難生活者数が19,822人と推計され、こちらの方が大きいいため、断水による仮設トイレ必要人数を19,822人と読み直す。）

水洗化人口：平常時に水洗トイレを使用する住民数

総人口：水洗化人口＋非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率（断水率）

断水率：42.8%

1/2：断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1/2の住民と仮定。

②非水洗化区域し尿収集人口＝非水洗化人口－避難所人口×（非水洗化人口／総人口）

③1人1日平均排出量＝1.7L／人・日

参考：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）

表 11 し尿収集必要量

総人口 (人)	水洗化人口 (人)	非水洗化人口 (人)	自家処理人口 (人)	発災後			
				避難所人口 (人)	断水による仮設トイレ必要人数 (人)	非水洗化区域し尿収集人口 (人)	し尿処理量 (kL/日)
119,238	119,230	8	0	30,495	19,822	6	85.5

参考：水洗化人口は一般廃棄物処理実態調査（平成28年度 環境省）

2) 仮設トイレ必要基数

<仮設トイレ必要基数の推計方法>

仮設トイレ必要基数＝①仮設トイレ必要人数／②仮設トイレ設置目安

①仮設トイレ必要人数：49,485人（平成27年2月 小金井市地域防災計画）

②仮設トイレ設置目安＝仮設トイレの容量／し尿の1人1日平均排出量／収集計画）

仮設トイレの平均的容量：400L

し尿の1人1日平均排出量：1.7L／人・日

仮設トイレ設置目安：災害発生当初は避難者約50人当たり1基

避難が長期化する場合は、約20人当たり1基

（避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年4月内閣府））

収集計画：3日に1回の収集

トイレの平均的な使用回数：1日5回

参考：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）

発災当初の仮設トイレ必要基数を 1,006 台と推計します。

表 12 仮設トイレ必要基数（発災当初）

発災後				仮設トイレ必要基数 (基)
避難所人口 (人)	断水による 仮設トイレ 必要人数 (人)	仮設トイレ必要 人数合計 (人)	仮設トイレ設置 目安 (人/基)	
30,495	19,822	50,317	50	1,006

詳細は「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成 28 年 4 月 内閣府）」を参考とします。

4. 仮置場

1) 仮置場運営の留意点

留意点	・仮置場への搬出入に際しては、可能な限り収集車両専用路を確保します。
	・住民が仮置場へ廃棄物を搬入する際は、小金井市民であることを確認できる証明を可能な限り提示してもらいます。
	・仮置場の場内ルートを整備し、誘導員の配置や案内を掲示するなどにより、搬入車両の円滑な動きを誘導します。
	・仮置場には、災害廃棄物の受入れ、搬入物の監視、指導、保管、管理等を行うために監視員を配置します。
	・搬入された災害廃棄物の計量、処理、分別保管、移動・運搬等を行うため、必要な資機材を投入します。
	・仮置場では、日報を作成し、搬入台数、ごみの種類別の搬入量、搬出量等を記録します。
	・夜間の不法投棄等を避けるため、監視カメラを設置します。
	・仮置場周辺の環境を保全するため、臭気や騒音・振動等の環境モニタリング（巻末資料 P15 参照）を行う必要があります。また、返却時には土壌汚染対策を行い原状回復させる必要があります。
・有害物や油の漏洩する廃棄物を仮置きする場合はシートを敷設する必要があります。さらに災害廃棄物をシートで覆うことも必要です。	
・仮置場の運営・管理に必要な消火用水、電源、水源が確保できる場所を優先して選定します。	

2) 仮置場の面積

<仮置場面積の推計方法>

※仮置場必要面積（㎡）＝仮置量（容量）÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）

- ・年間処理量（t）＝災害廃棄物÷処理期間
- ・実質処理期間：2年
- ・積み上げ高さ：5m（ただし可燃物は発火等に対する安全性を考慮し3m程度とする）
- ・作業スペース割合：1

参考：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）

表 13 仮置場面積合計

種類	必要面積（㎡）
コンガラ	32,341
木くず	9,016
金属くず	1,626
可燃	4,532
不燃	9,158
粗大ごみ（家電4品目以外）	5,646
粗大ごみ（家電4品目）	7,085
合計	69,404

表 14 災害廃棄物の仮置場面積

種類	発生量 (t)	比重	容量 (m ³)	面積 (m ²)
コンガラ	161,707	1	161,707	32,341
木くず	24,793	0.55	45,078	9,016
金属くず	9,187	1.13	8,130	1,626
可燃	5,438	0.4	13,595	4,532
不燃	50,371	1.1	45,792	9,158
合計	251,496		274,302	56,673

表 15 粗大ごみ（家電 4 品目以外）の仮置場面積

種類	発生量 (t)	比重	容量 (m ³)	面積 (m ²)
粗大ごみ	1,468	0.13	11,292	5,646

<家電 4 品目の仮置場面積の推計方法>

※家電リサイクル法に則り処理するため、仮置場では一次仮置面積のみ算出品目ごとの設置面積

- ・設置面積（冷蔵庫）：発生台数×0.36 m²（0.6m×0.6m）
- ・設置面積（洗濯機）：発生台数×0.36 m²（0.6m×0.6m）
- ・設置面積（エアコン）：発生台数×0.24 m²（0.8m×0.3m）
（室外機の上に室内機を載せて保管）
- ・設置面積（テレビ）：発生台数×0.43 m²（（0.8m×0.4m+0.9m×0.6m）÷2）
（ブラウン管テレビと液晶テレビの保有台数はほぼ 1 対 1）

表 16 家電 4 品目の仮置場面積

種類	発生台数 (台)	1台当たり設置面積 (m ²)	積上げ台数 (台)	設置面積 (m ²)
冷蔵庫	3,472	0.36	1	1,250
洗濯機	3,156	0.36	1	1,136
エアコン	8,836	0.24	1	2,121
テレビ	5,996	0.43	1	2,578
合計	21,460			7,085

3) 仮置場のレイアウト

仮置場（一次仮置場）のレイアウトは以下の図を参考とします。

なお、詳細は「東日本大震災等の経験に基づく災害廃棄物処理の技術的事項に関する報告書（平成 29 年 3 月 環境省）」を参考とします。

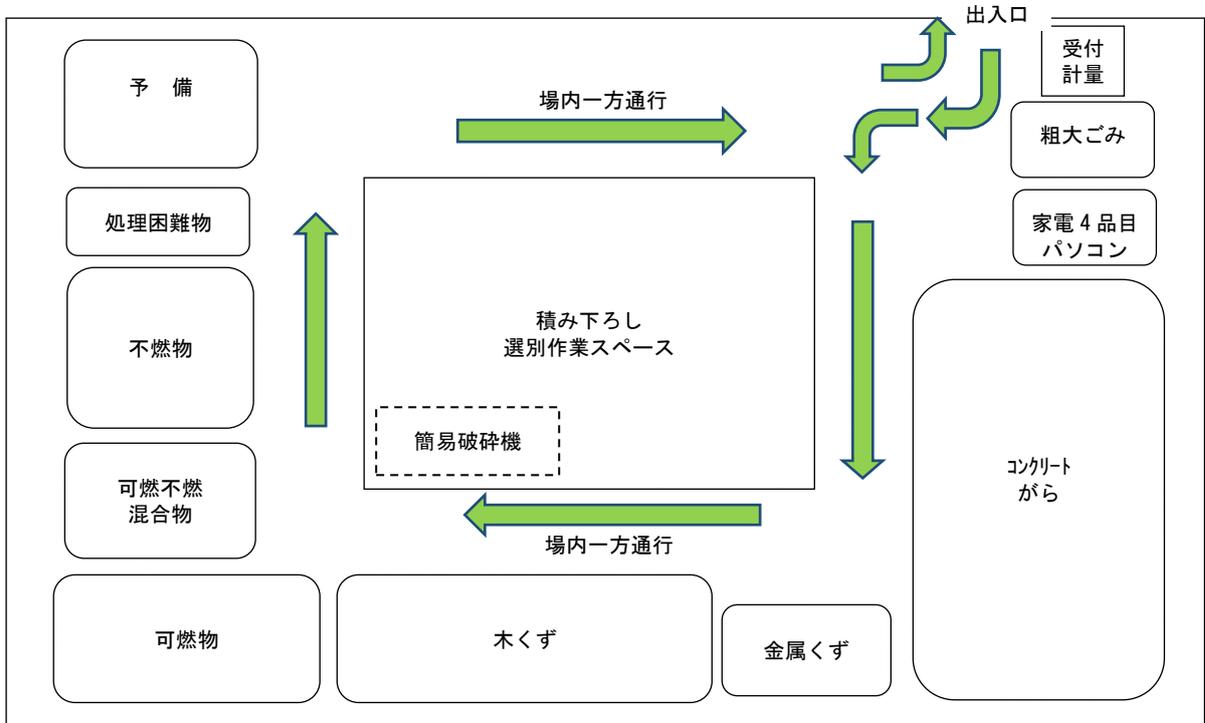


図 2 一次仮置場のレイアウト案（地震の場合）

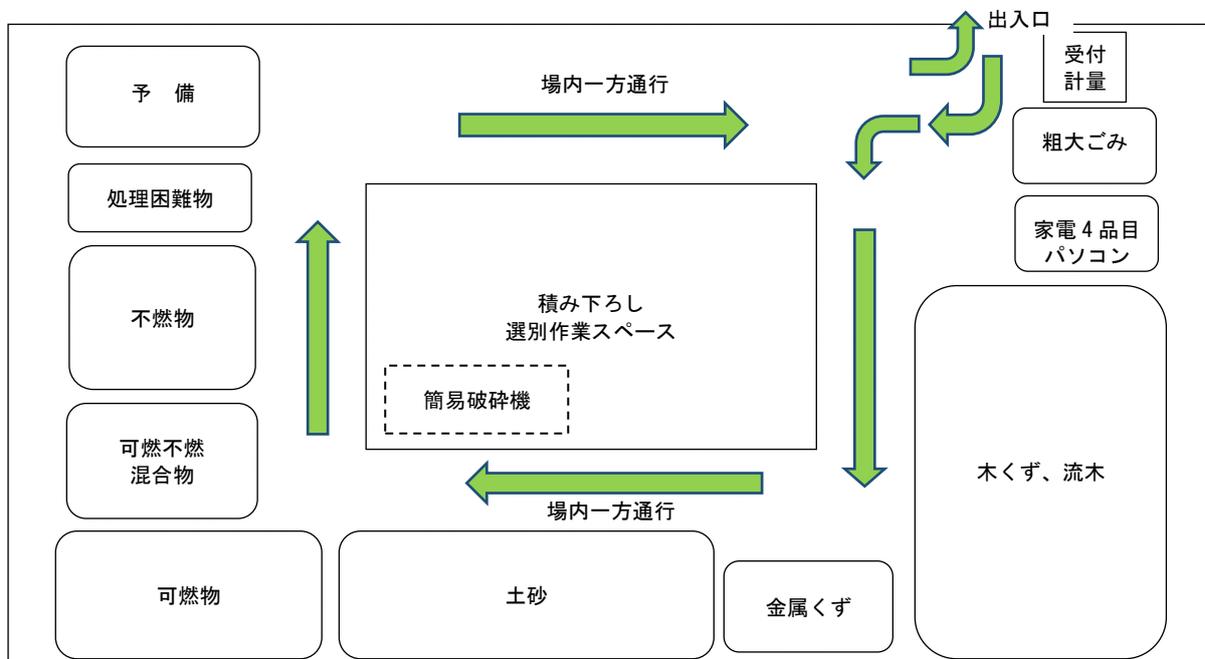


図 3 一次仮置場のレイアウト案（風水害の場合）

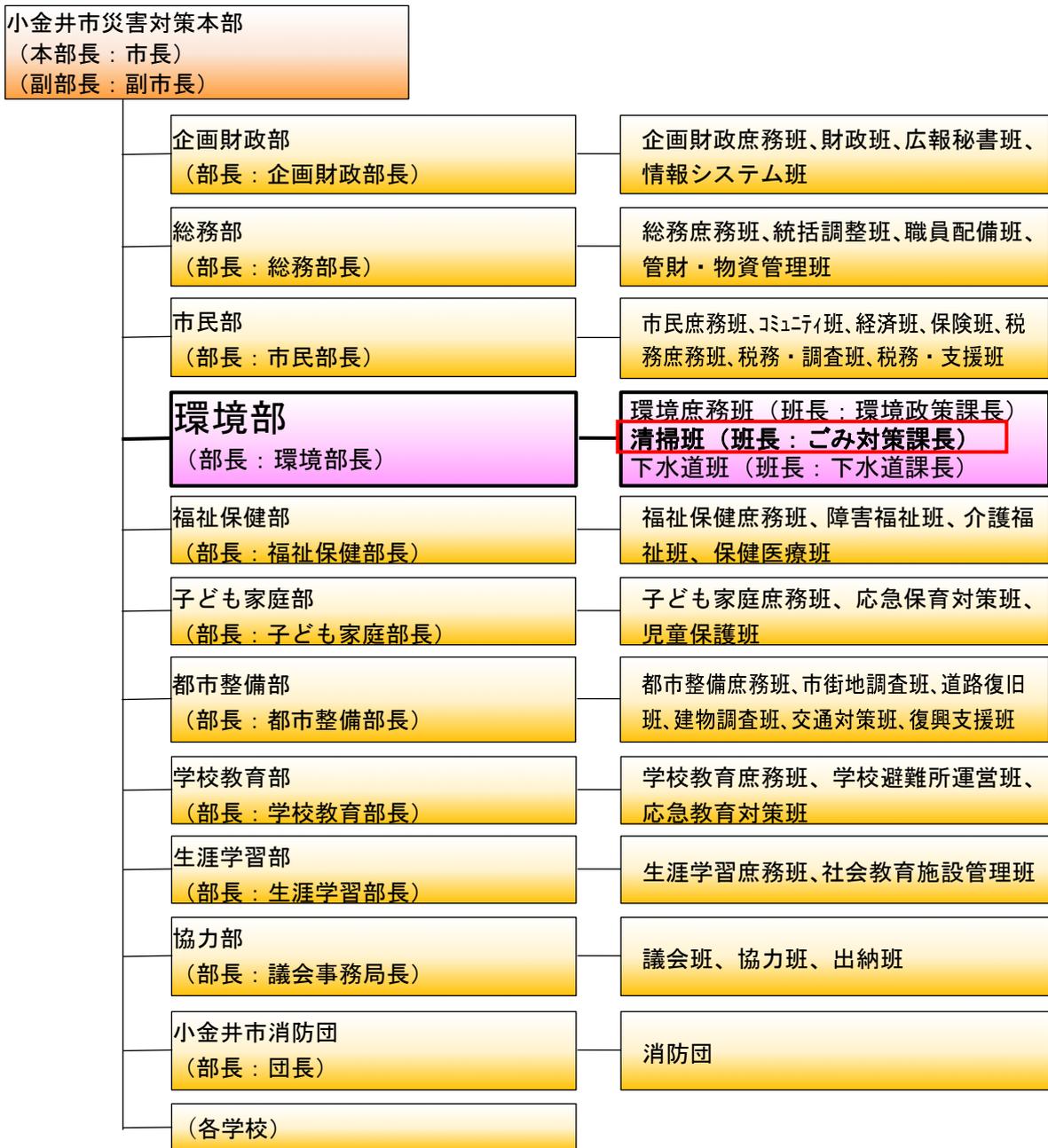
4) 仮置場の環境モニタリングにおける留意点

影響項目	環境影響	対策例	留意点
大 気	<ul style="list-style-type: none"> ・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物（建材等）の保管、処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な散水の実施 ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・周囲への飛散防止ネットの設置 ・フレコンバッグへの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎機など粉じん発生施設の位置、住居や病院など環境保全対象、主風向等に配慮すること。 ・環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、モニタリング地点を複数点設定する。
臭 気	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等 	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物がある場合はその位置、住居や病院など環境保全対象、主風向等に配慮すること。 ・環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、モニタリング地点を複数点設定する。
騒 音 振 動	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音や振動の大きな破碎機など「特定施設」の位置を踏まえたモニタリングを行う。
土 壤	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・PCB等の有害廃棄物の分別保管 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用前に汚染の状況を調査する。
水 質	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染の恐れのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査する。

参考：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）

5. 組織体制の構築

1) 災害対策本部の組織体制（例）



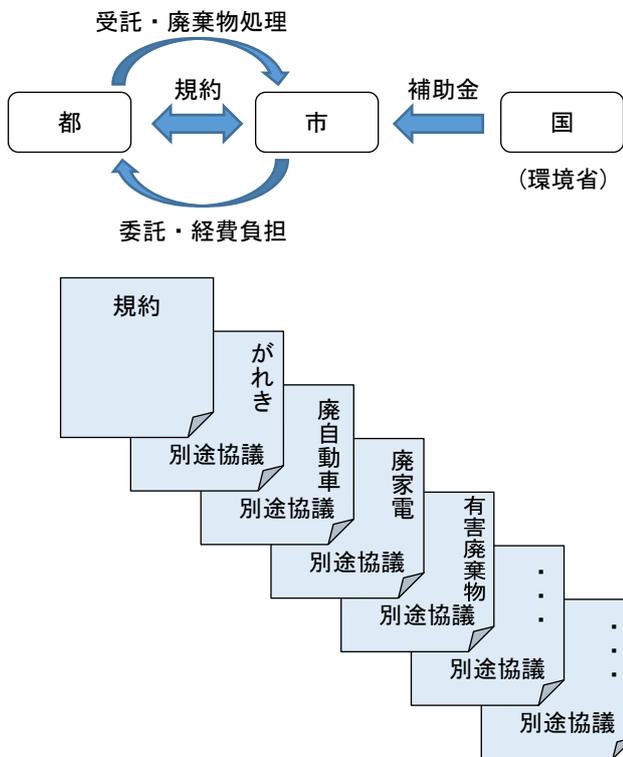
参考：小金井市地域防災計画（平成 27 年度 小金井市）

2) 清掃班の業務分掌 (案)

担当区分		業務内容
総務担当	総合調整に関する こと	指揮命令、総括
		各班・担当との連絡調整
		災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計
		必要な仮置場の面積や施設の処理能力の把握
		実行計画の策定
		全般に関する進行管理
		その他業務
	財務に関する こと	予算管理（要求、執行）
		業務の発注状況の管理
		国庫補助のための災害報告書の作成
	渉外に関する こと	他行政機関との連絡調整、協議、情報提供
		その他機関（民間事業者）との連絡調整・協議・情報提供
	広報に関する こと	市民等への災害廃棄物処理に関する広報
		市民からの問合せ、苦情への対応
		広報等パブリシティ
仮置場・ 施設担当	仮置場に関する こと	仮置場の確保、設置・運営（仮設処理施設の運営も含む）、撤去
	施設に関する こと	一部事務組合との相互連携
		小金井市中間処理場との相互連携
処理 担当	処理・処分に関する こと	道路啓開に伴う廃棄物対応
		避難所のごみ処理、し尿処理、仮設トイレの設置
		公共施設の解体対応
		家屋解体対応（窓口業務、リ災証明交付業務との連携、解体現場立会い）
		復興資材利用先に関する調整、選別後物の品質管理
		処理困難物の処理に関する指導
		処理全般に関する進行管理（処理済量、搬出予定量）
	環境・指導に関する こと	民間事業者の指導
		不法投棄、不適正排出対策
受援 担当	受入に関する こと	支援の受入管理（学識経験者、他自治体、事業者団体、災害ボランティア等）、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）との連携、受援内容の記録

6. 都への事務委託、広域連携体制

1) 本市から都への事務委託スキーム

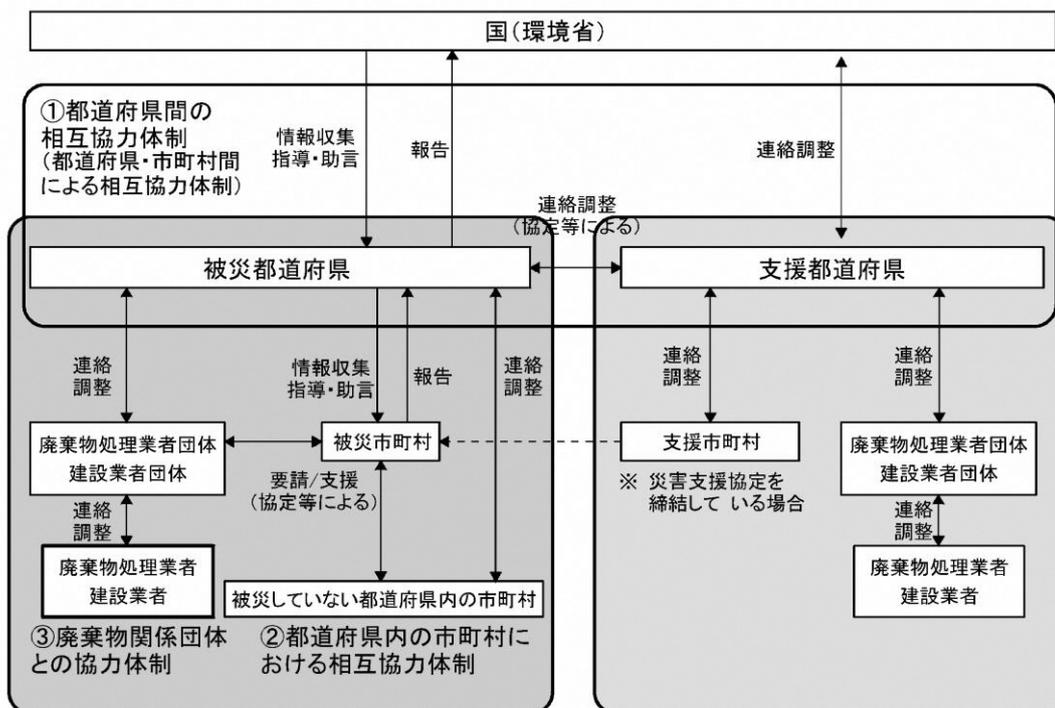


◇規約はどの災害廃棄物にも対応できる包括的な内容とし、詳細は別途協議により定めることで、速やかに災害廃棄物処理を委託します。

◇いずれかの災害廃棄物の別途協議が整った日から、随時処理を開始します。

参考：災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月 環境省）

2) 広域連携体制（案）



出典：災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月 環境省）

7. 生活ごみ、避難所ごみの分別の留意点

1) 生活ごみの収集に関する留意点

留意点	・分別区分は可能な限り平常通りとします。
	・平常時の収集体制の確保が困難な場合、緊急性を考慮し、市民への広報を行った上で、腐敗性の高い食品残渣等を優先して回収します。
	・腐敗性の低いものは、できる限り各家庭での保管を呼びかけ、一時的な収集停止を行うなどの措置を講ずることもあります。
	・災害により既存焼却施設の復旧に時間がかかる場合は、他市町村等に処理を委託するため、必要に応じて支援要請を行います。
・不適正排出や、道路・公園等への不法投棄を未然に防止するため、広報及び仮置場を中心としたパトロール等を行います。	

2) 避難所ごみの分別例及び留意点

種類	留意点
燃やすごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみは、衛生面を考慮した上で袋に入れて保管し、早急に処理を行います。 ・携帯トイレや紙おむつ等のポリマーで固められた尿は保管が可能ですが、感染や臭気対策のため、密閉して保管します。
プラスチックごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化のため、できる限り分別し、袋に入れて保管します。ただし、衛生上の理由などにより、分別できない場合は、燃やすごみとして処理することとします。
燃やさないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物が混入しないよう、安全面を考慮した上で袋に入れて保管します。 ・感染性廃棄物（注射針等）は医療機関と調整し、保管のための専用容器を用い、別途処理します。
資源物	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙（雑紙、段ボール、新聞、雑誌、紙パック等） ・布 ・びん ・空き缶 ・金属類 ・ペットボトル ・スプレー缶、カセット式ガスボンベ <ul style="list-style-type: none"> ・古紙は、段ボール、新聞、雑誌等に分別し、それぞれ紐でしばり保管する。 ・スプレー缶、カセット式ガスボンベ等は、できる限り中身を使い切り、穴を開けず、袋に入れて保管します。 ・その他の資源物は、種類ごとに分別し、袋に入れて保管します。
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・乾電池、水銀体温計などは、それぞれ袋に入れて保管します。

8. 被災家屋の解体撤去

1) 解体撤去の実施手順（案）

① 解体方針の確認

- ・ 支援対象者は、全壊及び大規模半壊に認定された個人の住宅とする。
- ・ 本市が解体業者を指定し、被災者に斡旋する。
- ・ 事業所等の解体撤去及び処理は、自己負担で行うものとし、本市の支援の対象外とする。

② 解体業者の指定

- ・ 解体業者の申請により、解体業者を指定する。

③ 廃棄物の受け入れ状況の確認

- ・ 環境衛生班に廃棄物の仮置場の受け入れ状況等を確認し、解体撤去作業の開始スケジュールを設定する。

④ 被災者への広報

- ・ 解体撤去の方法について、広報紙、本市ホームページ等で広報を行う。
- ・ 本市指定の解体業者の一覧を公表する。
- ・ 解体業者への依頼は被災者自らが行うものとする。

⑤ 申請窓口の開設

- ・ 解体撤去作業の相談・申請を行う窓口を総合相談窓口内に開設する。

⑥ 解体撤去の流れ及び留意点

本市直営での建物の解体撤去は、以下の手順に従い行う。

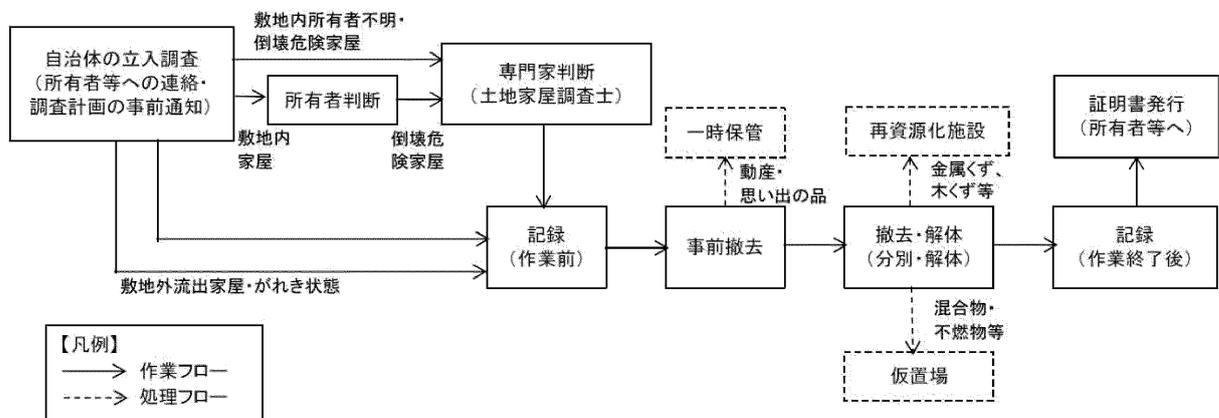


図4 解体撤去の実施手順フロー

出典：平成30年7月豪雨に係る災害廃棄物処理事業において、被災市町村が損壊家屋等の解体・撤去を行う場合の留意事項について（平成30年8月2日 環境省）

2) 被災家屋の解体の主な留意点

留意点	・可能な限り所有者等へ連絡を行い、調査計画を事前に周知した上で被災物件の立入調査を行う。
	・一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぐ
	・撤去・解体の作業開始前及び作業終了後に、動産、思い出の品等を含めて、撤去前後の写真等の記録を作成する。
	・撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。
	・廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、できるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。
	・作業員や関係者の安全確保に心がけ、警報等が発令された際の情報源確保（ラジオの配布）や避難場所等の情報の事前確認、消火器の配置等を行う。
	・粉塵の防止やアスベスト飛散防止のため、適宜散水して作業を行う。また、作業員や立会い者は、防じんマスクやメガネ等の保護具を着用し、安全を確保する。

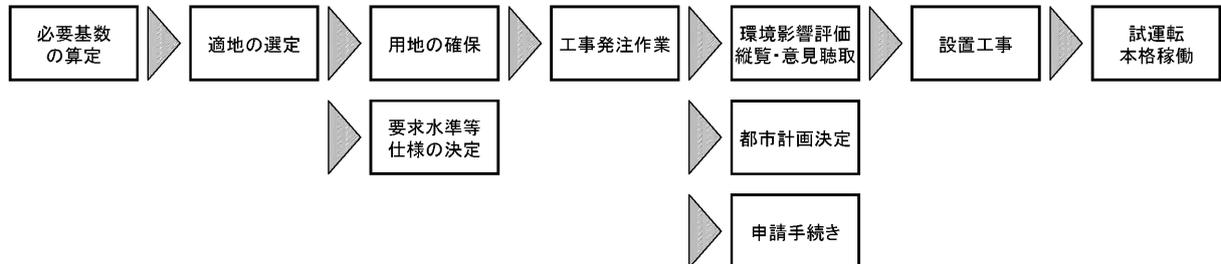
3) 石綿含有建材が含まれる家屋の確認

発災後、道路啓開や救助捜索活動で発生する災害廃棄物を撤去するとともに、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体します。

なお、解体作業に当たっては損壊家屋等に石綿が含有しているか否かを事前に確認することとします。建築時期により石綿使用の有無を推定することができますが、これはあくまでも目安であるため、製造元に確認しても判明しない場合は、必要に応じ、サンプルを採取し分析を行うことを検討します。

9. 移動式破碎機の設置

災害廃棄物を迅速に処理するため、一次仮置場に「移動式破碎機（簡易破碎機）」を設置し、災害廃棄物の一次処理を行うことを検討します。災害廃棄物の発生状況を鑑み、機種や能力を選定します。なお、申請手続きは以下に示すとおりです。



出典：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）



出典：農林水産省ホームページ